

第4次千葉県男女共同参画計画

平成28年3月

千葉県

男女がともに認め合い、支え合い、 元気な千葉の実現を目指して

元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

県ではこれまで、平成23年に策定した「第3次千葉県男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に展開してまいりました。



この間、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりがますます重要となるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、このたび、第4次千葉県男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画は、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。

男女共同参画社会の実現は、県の取組だけで実現できるものではなく、市町村、事業者、そして何よりも県民の皆様一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていただくことが重要です。

今後とも県では、皆様とともに男女共同参画社会づくりを推進し、「千葉で生まれて、住んで、働けてよかった」と心から思える「誰もが光り輝く元気な千葉県」を目指して取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成28年3月

千葉県知事

森田健作

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況 | 3 |
| 第2章 | 基本計画 | 11 |
| 1 | 基本理念と計画の目標 | 11 |
| 2 | 基本目標 | 11 |
| 3 | 計画の体系 | 12 |
| 4 | 基本的な課題と施策の方向 | 13 |
| | 基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進 | 13 |
| | 基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進 | 18 |
| | 基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 | 22 |
| | 基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 | 24 |
| | 基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備 | 28 |
| | 基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進 | 32 |
| | 基本的な課題7 男女共同参画への意識づくり | 33 |
| | 基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | 35 |
| | 基本的な課題9 防災分野における男女共同参画の促進 | 37 |
| 第3章 | 事業計画 | 39 |
| 1 | 重点的取組 | 39 |
| 2 | 施策の内容 | 42 |
| | 【基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】 | |
| | 施策の方向 子育て・介護への支援 | 42 |
| | 施策の方向 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の 普及促進 | 44 |

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 施策の方向 | 誰もが健康で安心して働ける環境の整備 | 45 |
| 施策の方向 | 家庭生活における男女共同参画の促進 | 45 |
| 施策の方向 | 地域活動における男女共同参画の促進 | 46 |
| 【基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進】 | | |
| 施策の方向 | 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保..... | 47 |
| 施策の方向 | 農林水産業における男女共同参画の促進 | 48 |
| 施策の方向 | 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援..... | 49 |
| 施策の方向 | 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援 | 49 |
| 施策の方向 | 多様な働き方に対する支援 | 50 |
| 【基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】 | | |
| 施策の方向 | 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進..... | 50 |
| 施策の方向 | 女性の能力発揮への支援..... | 52 |
| 【基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】 | | |
| 施策の方向 | DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援.. | 53 |
| 施策の方向 | 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり | 55 |
| 施策の方向 | メディアにおける女性や子どもの人権への配慮..... | 57 |
| 【基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備】 | | |
| 施策の方向 | ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている 人々への対応..... | 57 |
| 施策の方向 | 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援..... | 59 |
| 施策の方向 | 外国人が安心して暮らせる環境づくり | 60 |
| 【基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進】 | | |
| 施策の方向 | 生涯を通じた男女の健康支援の推進..... | 61 |
| 施策の方向 | 妊娠・出産等に関する健康支援..... | 64 |
| 【基本的な課題7 男女共同参画への意識づくり】 | | |
| 施策の方向 | あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進..... | 66 |
| 施策の方向 | 男女共同参画に関する調査研究、情報の 収集・整備・提供..... | 67 |

【基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実】

| | | |
|-------|-----------------------|-------------------|
| 施策の方向 | 学校教育・社会教育等における男女共同参画の | |
| | | 啓発・推進 68 |
| 施策の方向 | 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす | |
| | | 教育・学習の充実 69 |

【基本的な課題9 防災分野における男女共同参画の促進】

| | |
|-------|---------------------------------|
| 施策の方向 | 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進 70 |
| 施策の方向 | 消防・防災活動における女性の活躍促進 71 |

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第4章 | 推進体制..... | 72 |
| 1 | 様々な主体との連携..... | 72 |
| 2 | 計画の適正な進行管理..... | 73 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 参考資料..... | 74 |
| 男女共同参画社会基本法..... | 75 |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... | 79 |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約..... | 85 |
| 国の第4次男女共同参画基本計画の概要..... | 91 |
| 男女共同参画に関する国内外の動き..... | 94 |

注：「第3章 事業計画」に記載されている課名は、平成28年度組織改正後の課名を使用しています。

は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく本県における推進計画に該当する部分

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成23年3月には現行計画である「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。

現行計画策定から5年が経過し、この間、少子高齢化の急速な進展、社会・経済情勢の大きな変化、さらには東日本大震災での被災など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。中でも、労働力人口が減少していく中で、更なる地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、女性の活躍は、地方創生に当たっても重要となります。

第3次千葉県男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランス¹の普及促進や、子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできましたが、働く女性は増加しているものの、マタニティハラスメント²が社会問題化するなど、女性が働き続けることが難しい状況は継続しています。平成26年度に実施した「第49回県政に関する世論調査」においては、再就職や、仕事と家庭生活の両立への支援を要望する割合が高くなっており、男女がともに活躍できる環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、平成26年度の県及び市町村におけるドメスティック・バイオレンス³（以下DVという。）に関する相談件数は15,187件で、統計を取り始めてから最多となっており、10年前と比較すると2倍以上になっています。

これは、これまでの広報啓発により、DVへの意識が高まったことや相談窓口が認知されてきた効果でもありますが、今後、DV等の暴力の根絶と被害者への支援により重点的に取り組む必要があります。

本県では、こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、引き続き、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉県の実現を目指すため、第4次千葉県男女共同参画計画

を策定することとしました。

1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

2 マタニティハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

2 計画の位置付け

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

推進計画の該当部分

・第2章及び第3章 基本的な課題 1、2、3、7、8 ・第4章

(2) この計画は、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画の期間は、平成37年（2025年）までの10年間とします。

また、具体的な施策について定める事業計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

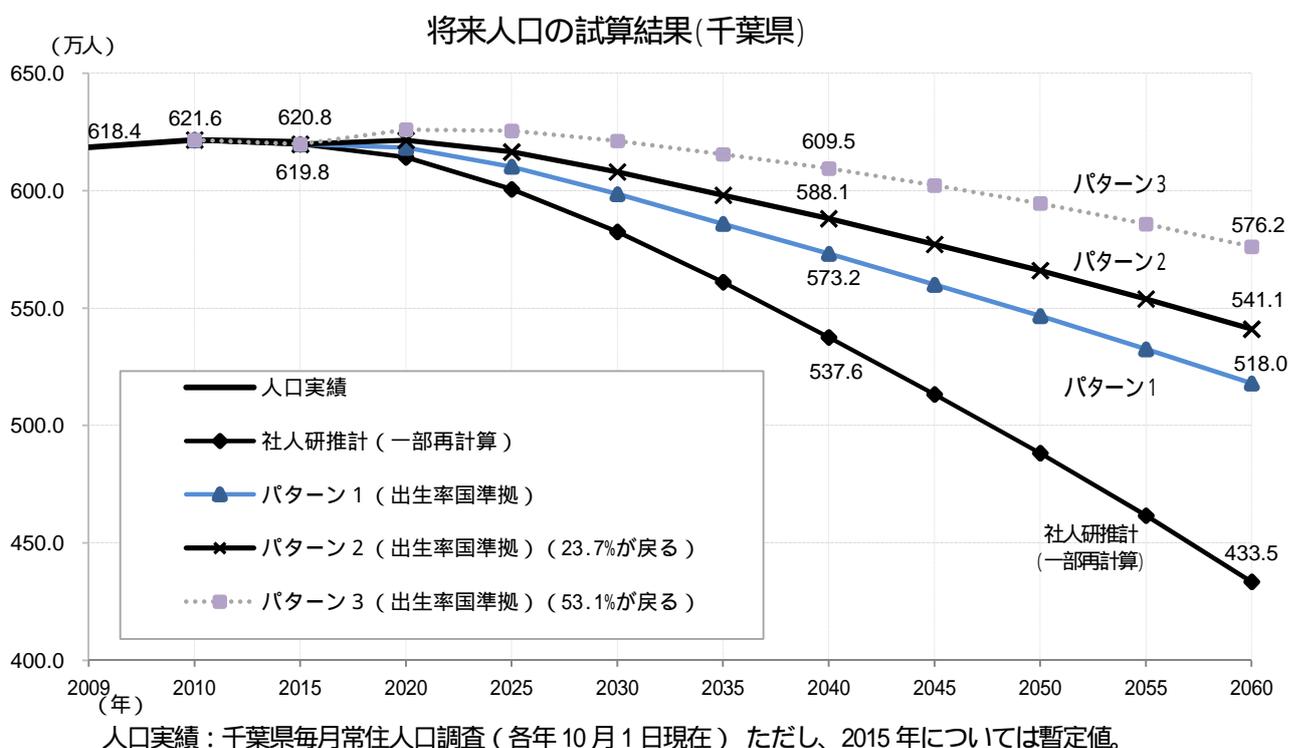
なお、随時、計画の実施状況等について検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

(1) 少子高齢化の進展、労働力人口の減少

本県においては、地方創生に係る「千葉県地方創生『総合戦略』」に併せ、「千葉県人口ビジョン」を策定し、県民の希望がかなえられた場合などにおける将来人口の試算等を複数パターン示しています。

いずれの試算結果においても、将来人口は、2015年(平成27年)と2060年(平成72年)を比較すると減少する見込みであり、また、年齢区分別にみると、65歳以上の人口が増加となる一方で、生産年齢人口(15~64歳)は減少となるなど、人口構造が大きく変化することを示しています。



「千葉県人口ビジョン(平成27年10月)」における将来人口の試算

「目指すべき将来の方向」に基づく取組を進め、若い世代の結婚・出産・子育てや居住等に関する希望がかなえられた場合、本県の将来人口について試算。

なお、試算に当たっては、対象期間は、国の長期ビジョンと同様、2060年(平成72年)とし、これまでの本県の人口の状況分析や各種調査結果を踏まえ、自然増を図る上での大きな要素である合計特殊出生率と、社会増を図る上での大きな要素である社会移動について、パターン1~3のとおり条件を仮定し、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という。)による推計方法に準拠して行った。

各パターンの詳細については次ページ参照

【社人研推計（一部再計算）】

社人研の推計では、千葉市中央区・稲毛区、柏市、我孫子市、浦安市の5市区においては震災の影響が10年続くものと仮定して推計を行っているが、既に人口動態は回復基調にあることから、社人研推計より早期に震災以前の趨勢に戻ると仮定し再計算を行ったもの。

【パターン1】

合計特殊出生率について、本県在住者の希望する子どもの数(2.2人)が全国(2.2人)と同じであることから、国の長期ビジョンにおいて示された合計特殊出生率を共有し、2030年(平成42年)に1.8、2040年(平成52年)に2.07まで上昇すると仮定。

【パターン2】

【パターン1】の仮定に加え、2015年(平成27年)以降、転出者のうち23.7%()の人が5年間で本県に戻ってくるものと仮定。

千葉県への再居住に関するアンケートにおいて、千葉県に再び「とても住みたい」と回答した人の割合

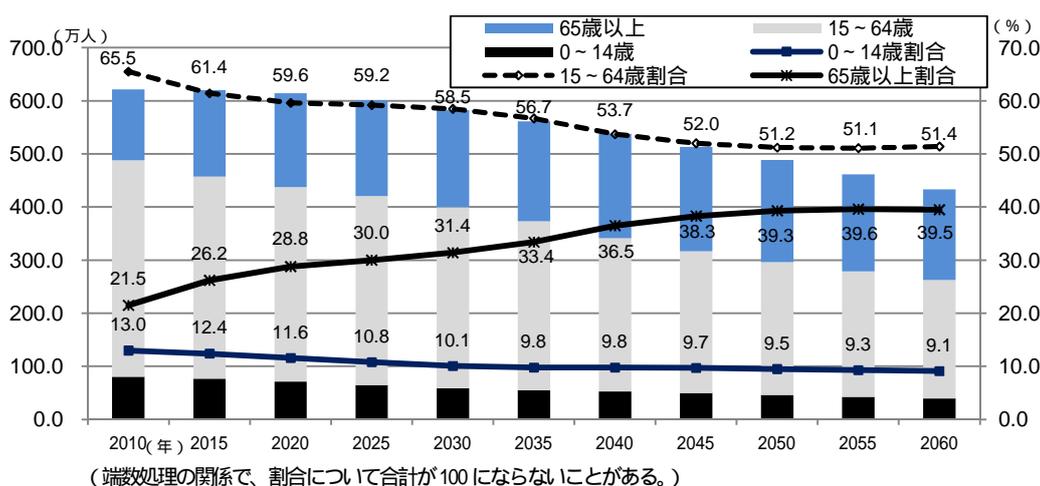
【パターン3】

【パターン1】の仮定に加え、2015年(平成27年)以降、転出者のうち53.1%()の人が5年間で本県に戻ってくるものと仮定。

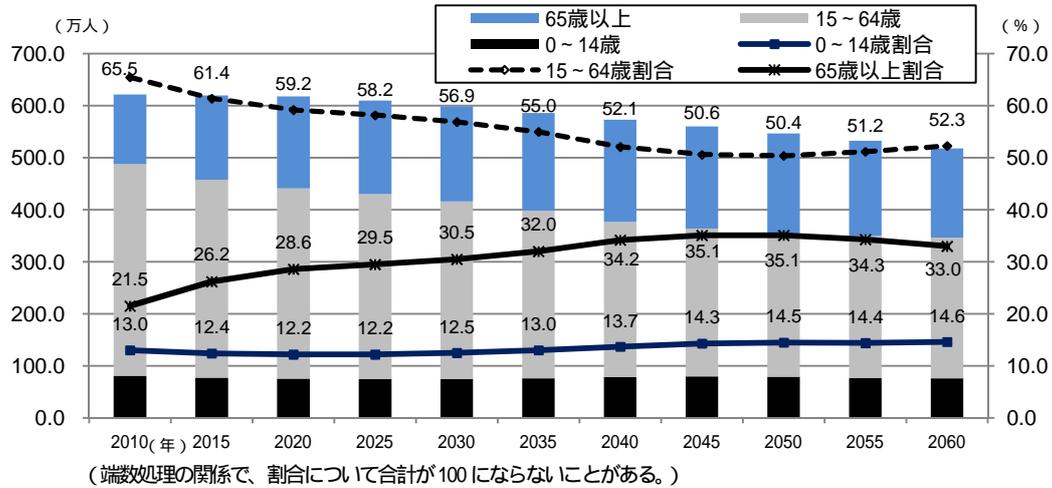
千葉県への再居住に関するアンケートにおいて、千葉県に再び「とても住みたい」、「やや住みたい」と回答した人の割合

年齢3区分別将来人口の試算結果(千葉県)

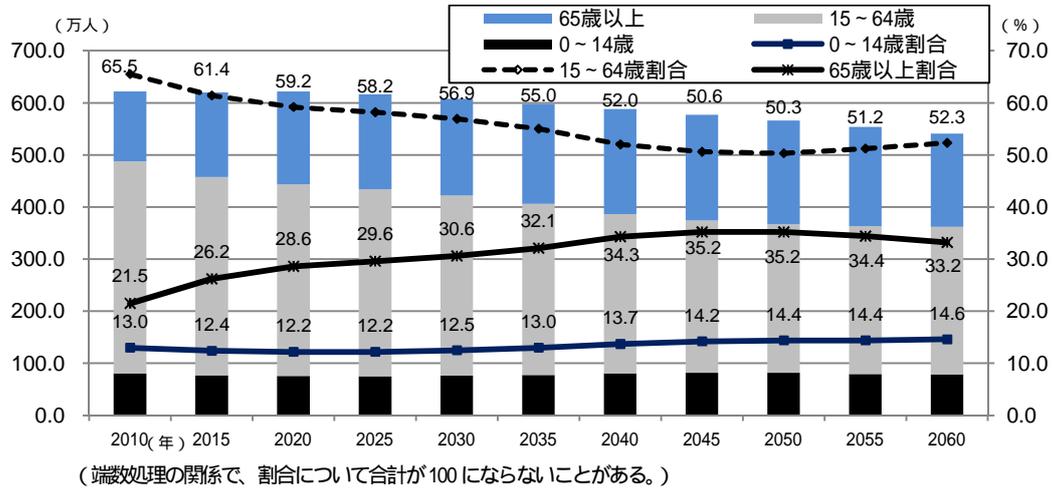
【社人研推計（一部再計算）】



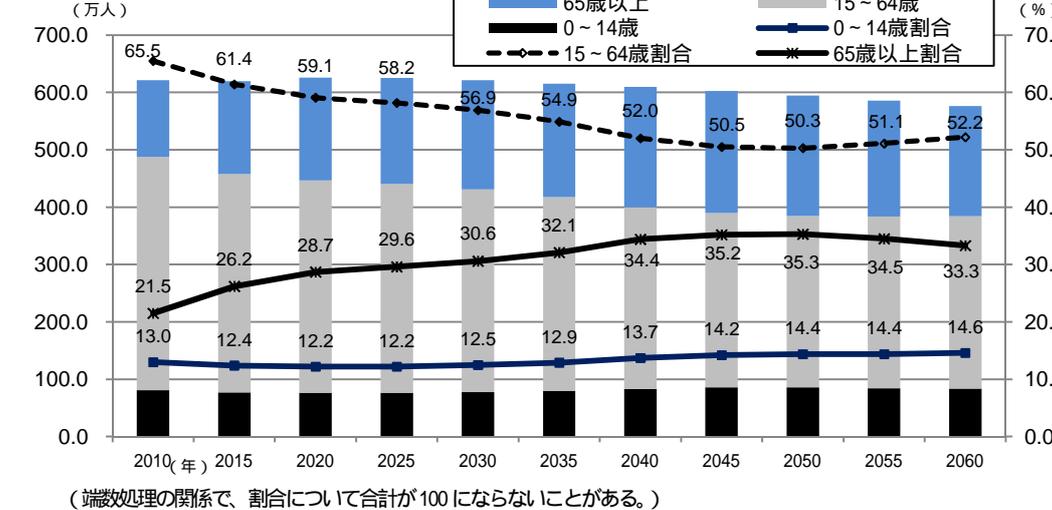
【パターン1】



【パターン2】

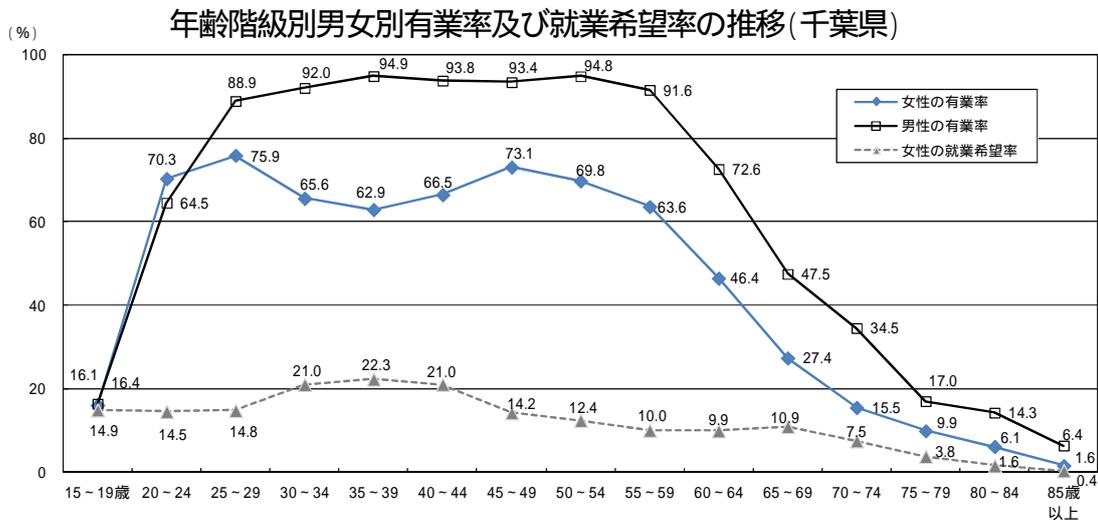


【パターン3】



(2) 男女の労働の状況

有業率を男女別にみると、男性は25歳から60歳まで大きな変化がないのと比較し、女性は30～34歳階級で低下したのち40～44歳階級で再び上昇しており、子育て期間中の女性は有業率が低下する状況がみられます。一方、女性の就業希望率は、30～34歳階級(21.0%)、35～39歳階級(22.3%)、40～44歳階級(21.0%)で高くなっており、女性の5人に1人が就業を希望しているものの、育児・介護等を理由に働いていない現実があります。

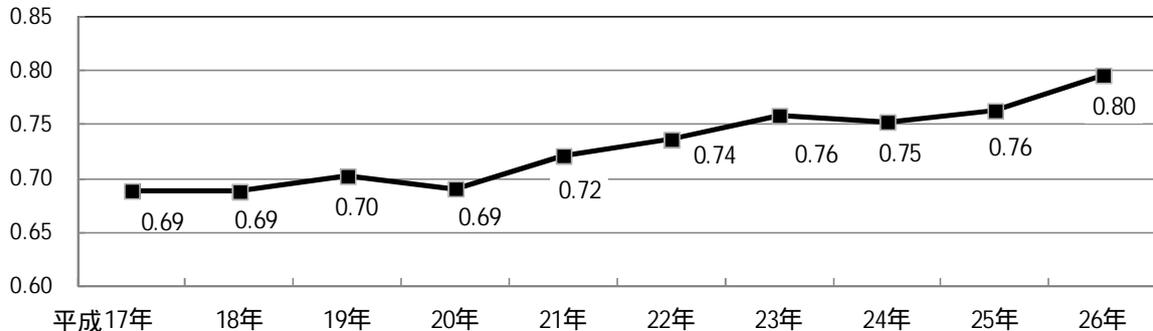


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

注：年齢階級別就業希望率 = 無職者のうち何か収入になる仕事をしたいと思っている者(年齢階級別) / 総人口(年齢階級別)

平成26年の女性一般労働者の給与水準は男性一般労働者の0.80と低く、賃金格差は解消されていません。

女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(千葉県)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

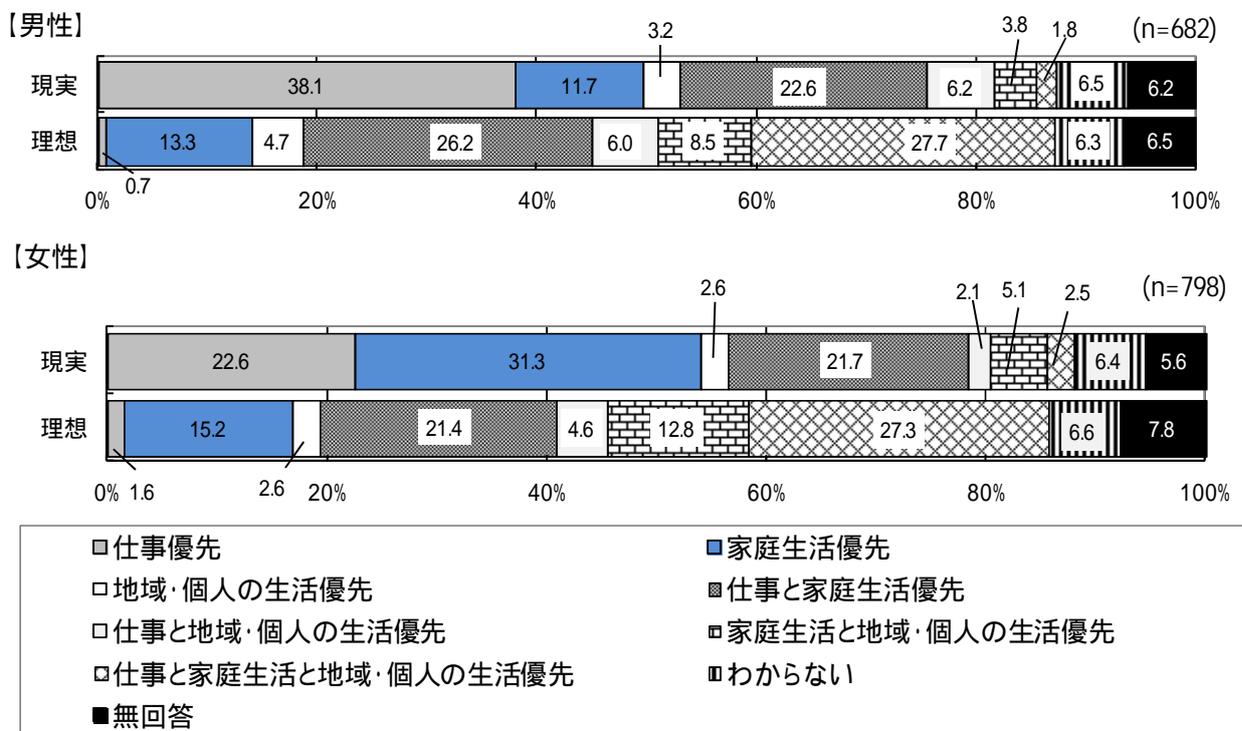
注1：一般労働者とは、短時間勤務者以外の者をいう。

注2：男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を1として、女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をめぐる現状

仕事と生活の調和の希望と現実を見ると、「理想」として一番多く挙がっていたのは、男女とも「仕事と家庭生活と地域・個人の生活優先」でしたが、「現実」では、男性では「仕事優先(38.1%)」、女性では「家庭生活優先(31.3%)」が最も多くなっており、家庭生活、地域・個人の生活の優先度において、男女とも希望するバランスと現実乖離がみられます。

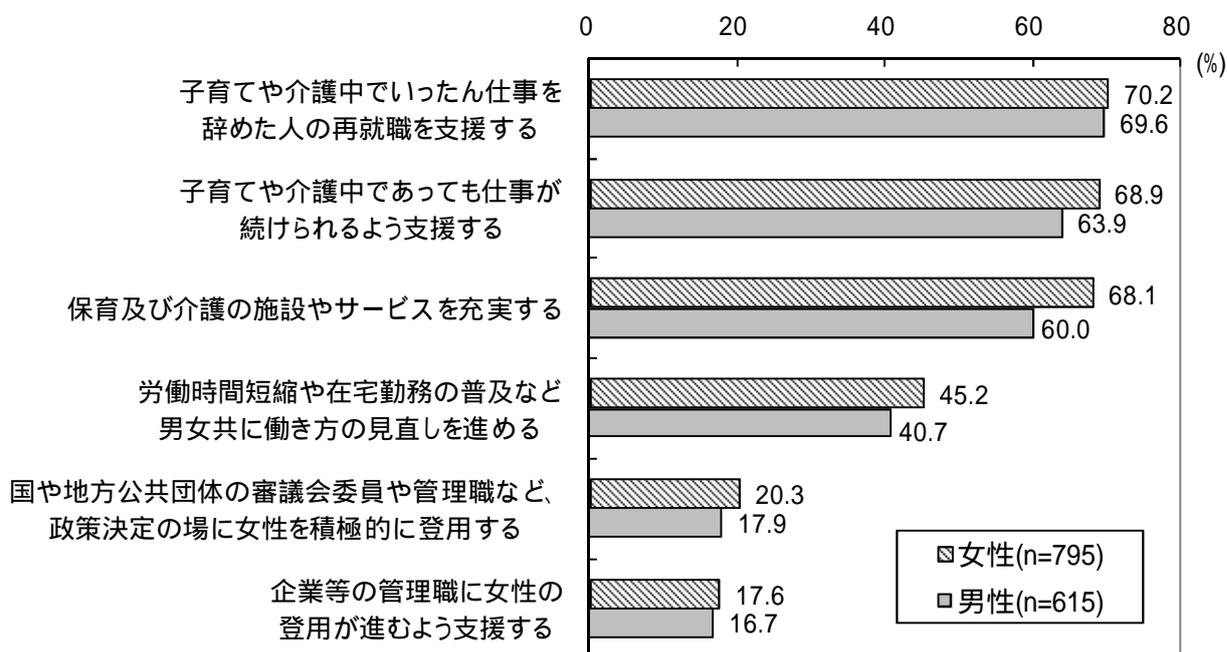
仕事と生活の調和の理想と現実(千葉県)



資料：千葉県「第45回県政に関する世論調査」(平成24年)

男女共同参画社会を実現するための行政の取組について聞いたところ、男女ともに、「子育てや介護中でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」といった仕事と生活の両立に関する施策が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組(千葉県)



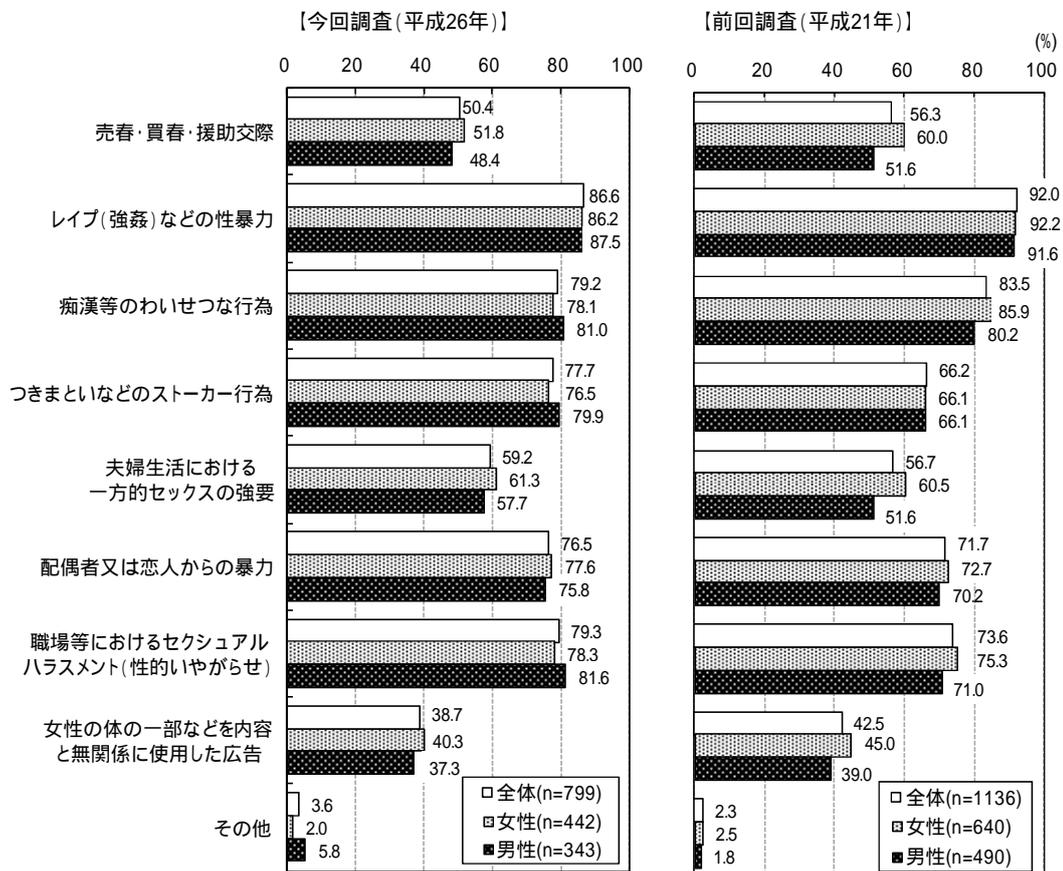
資料：千葉県「第49回県政に関する世論調査」(平成26年)
注：選択肢のうち上位6項目。

(4) 人権侵害についての意識

「人権が侵害されていると感じること」については、「レイプ(強姦)などの性暴力」(女性86.2%、男性87.5%)が最も多く、続いて「職場等におけるセクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)」(女性78.3%、男性81.6%)となっています。

平成21年に実施した調査と比較すると、特に「つきまといなどのストーカー行為」について、人権が侵害されていると回答している割合が全体で11.5ポイント増加しています。

人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

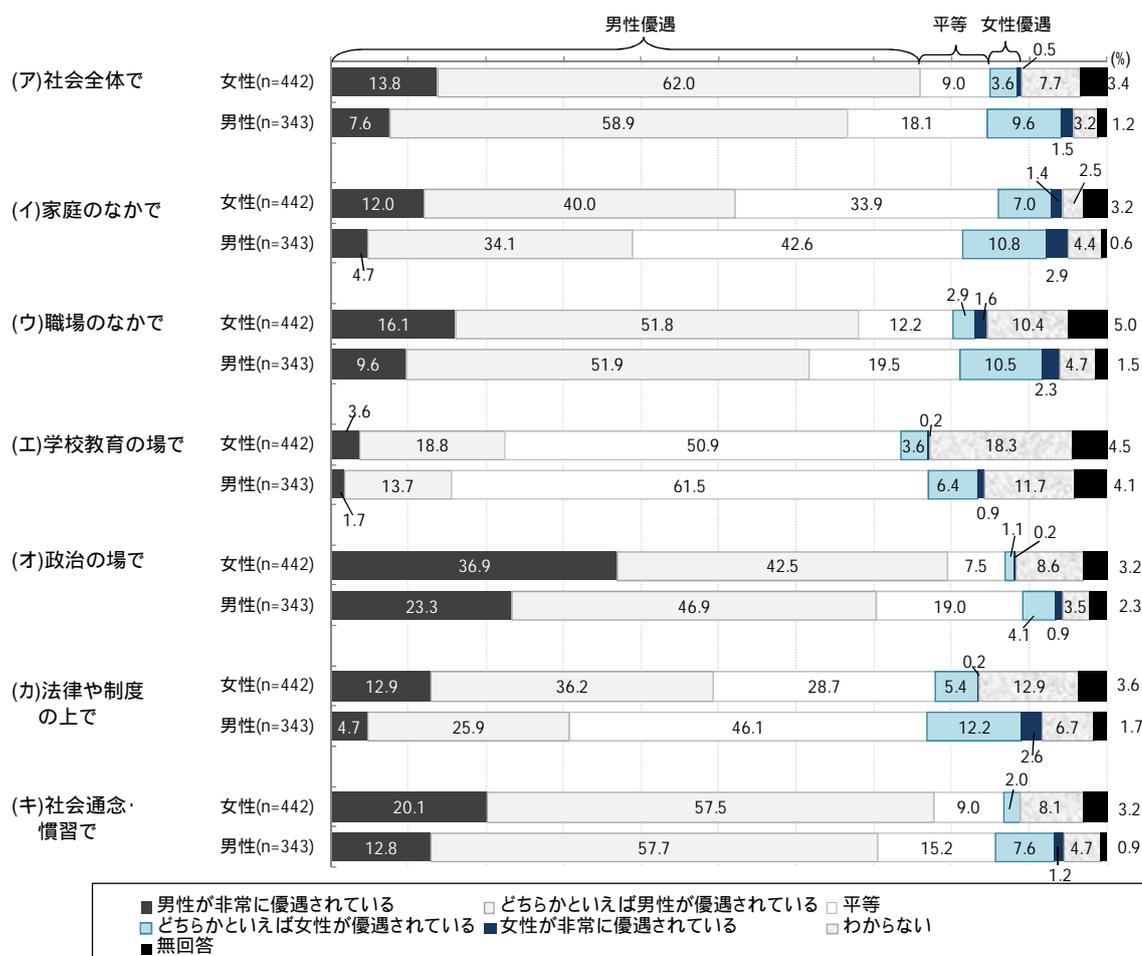
「配偶者又は恋人からの暴力」は、前回調査では「配偶者からの暴力」

(5) 男女の平等意識

「社会全体で」「家庭のなかで」「職場のなかで」「学校教育の場で」「政治の場で」「法律や制度の上で」「社会通念・慣習で」の7分野について、男女の地位が平等になっているかを聞いたところ、「学校教育の場で」を除く全ての分野で『男性優遇』との回答の割合が最も高くなっています。

『平等』と答えた割合が高かったのは「学校教育の場で」(女性50.9%、男性61.5%)で、「法律や制度の上で」は、女性では『男性優遇』(49.1%)が『平等』(28.7%)を上回っていますが、男性では『平等』(46.1%)が『男性優遇』(30.6%)を上回っており、男女の差が顕著になっています。

社会の様々な分野における男女の平等意識(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

第2章 基本計画

1 基本理念と計画の目標

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

この計画では、これらを基本理念とし、活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びと責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる元気な千葉、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とします。

2 基本目標

この計画では、目標を達成するために、次の3つの基本目標を設定し、本県の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

男女が、互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

安全・安心に暮らせる社会づくり

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせる社会をつくることを目標とします。

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が、固定的な性別役割分担意識⁴にとらわれることなく活躍でき、また安全・安心に暮らせるよう、意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを目標とします。

4 固定的な性別役割分担意識

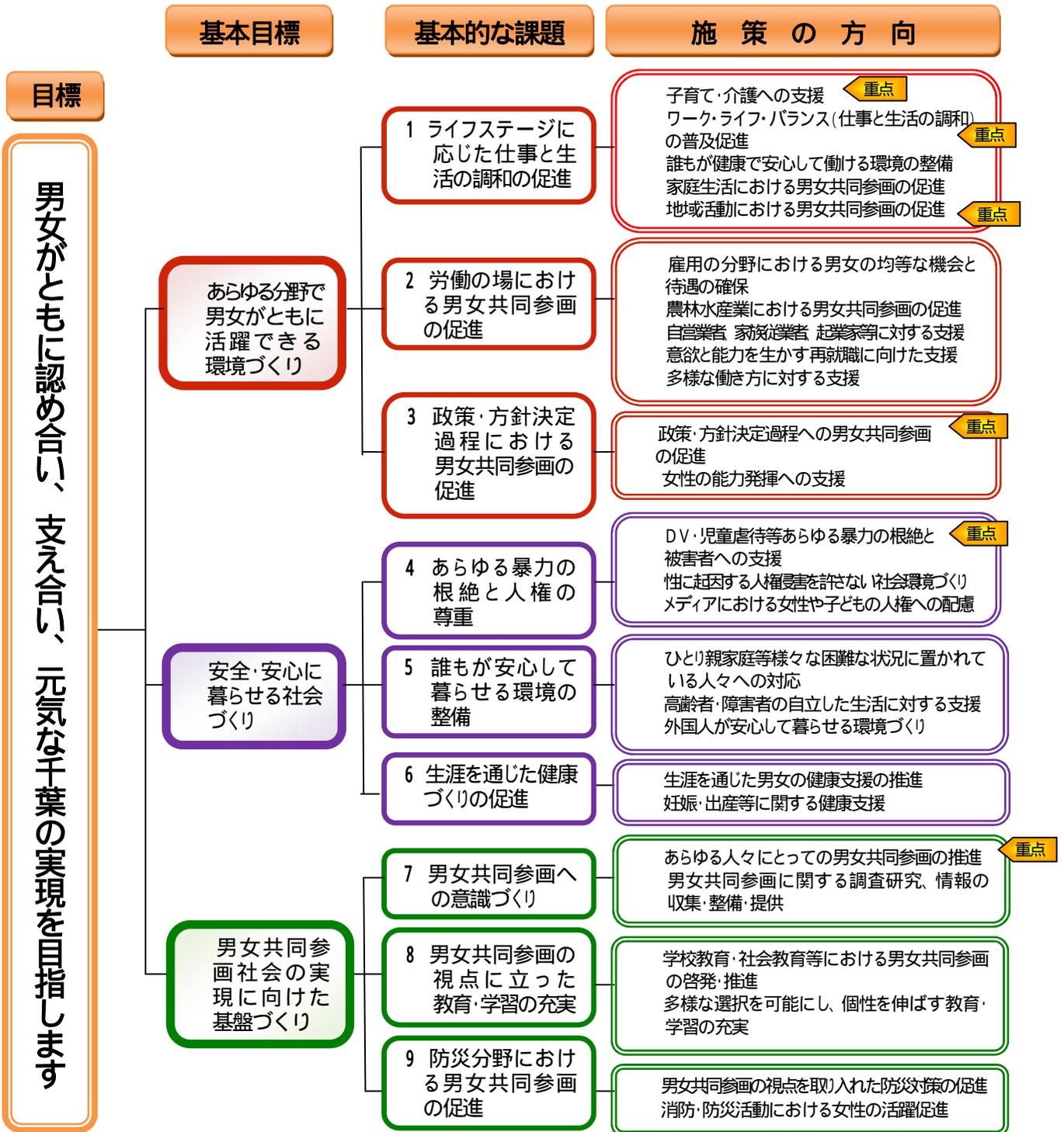
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3 計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）



4 基本的な課題と施策の方向

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

平成27年度に行った「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、ワーク・ライフ・バランスに積極的な事業所の割合は、平成25年度の前回調査の65.4%から74.0%と増加しており、隔年でバラツキが見られるものの、ワーク・ライフ・バランスに対して積極的な事業所が増加傾向にあります。

長時間労働等を前提とした従来の働き方により特に女性が十分に活躍できない状況を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。このため、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の子育て・介護・家事等への参画の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっては、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、企業の競争力や生産性の向上、更に業務の効率化や企業価値の向上につながる経営戦略としても注目されています。

また、男女ともに能力発揮を促進するためには、職場において健康が確保される環境を整備することが重要であり、特に、女性の母性⁵が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することが不可欠です。

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、地域社会全体で支えることが必要です。

さらに、人口減少が進む中、将来にわたり地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、

地域における男女の活躍を推進していくことが重要です。

5 母性

母としての性質、具体的には女性の妊娠、出産及び育児の機能の顕在化に着目した概念。倫理的意味の母性とは異なる。

施策の方向

子育て・介護への支援 **重点**

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

- 地域における子育て支援の体制の整備
- 幼児教育に関わる職員の人材育成と資質の向上
- 幼稚園における預かり保育の推進
- 障害のある子どもの療育支援体制の充実
- 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援
- 子どもの医療費助成の実施
- 地域における介護支援の体制の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。

また、育児休業・介護休業制度の普及・定着に努めます。

- ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- 育児休業・介護休業制度の普及・定着
- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

誰もが健康で安心して働ける環境の整備

労働安全衛生法・労働基準法を周知徹底させるとともに、職場におけるメンタルヘルス等健康管理を推進します。

- 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底
- 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進
- 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において、男女がともに子育て・介護・家事を担えるよう、家庭生活における男女共同参画を進めるための各種講座等の開催などを通して啓発活動を行います。

家庭生活における男女共同参画に対する支援

地域活動における男女共同参画の促進 **重点**

老若男女を問わず、ともに様々な地域活動へ参画していけるように、広報・啓発活動を行います。

また、地域づくりを担う人材の育成を図ります。

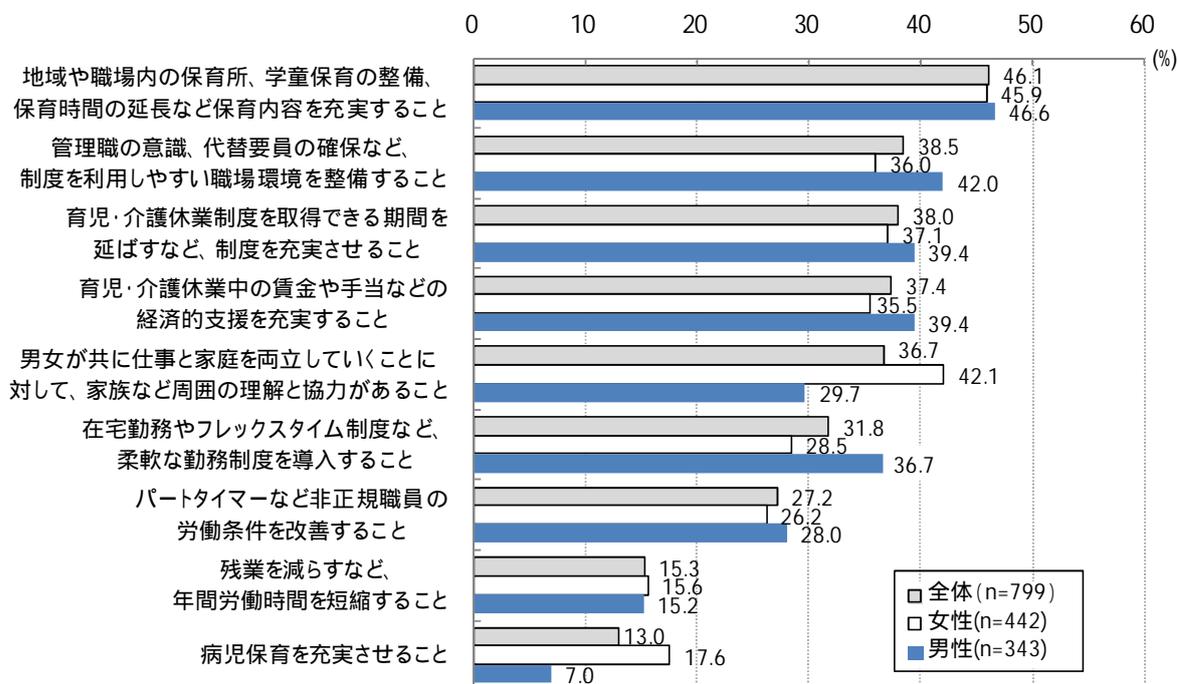
地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

市民活動への参加促進

高齢者等の地域活動への参画支援

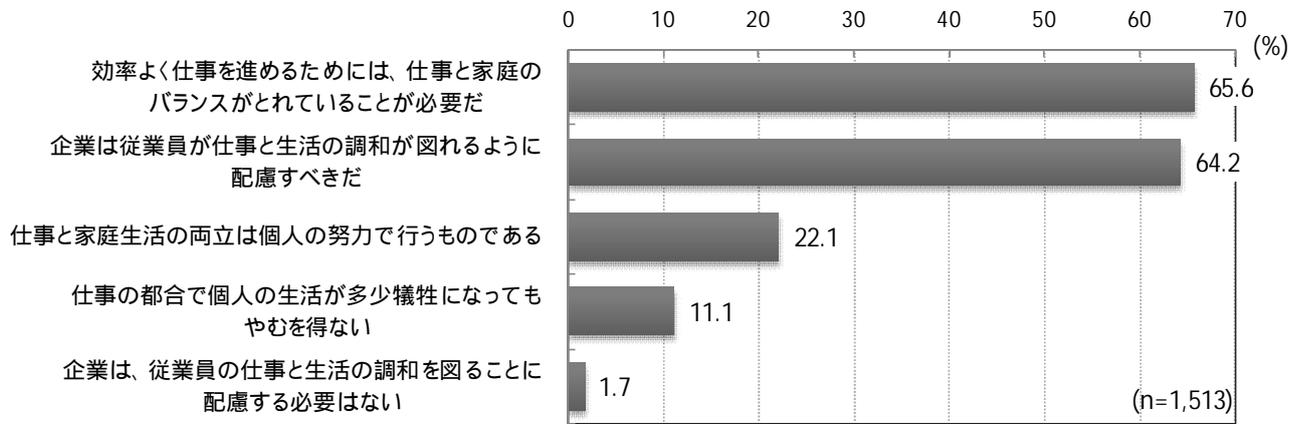
地域づくりを担う人材の育成

仕事と家庭生活の両立に必要な環境整備(千葉県)



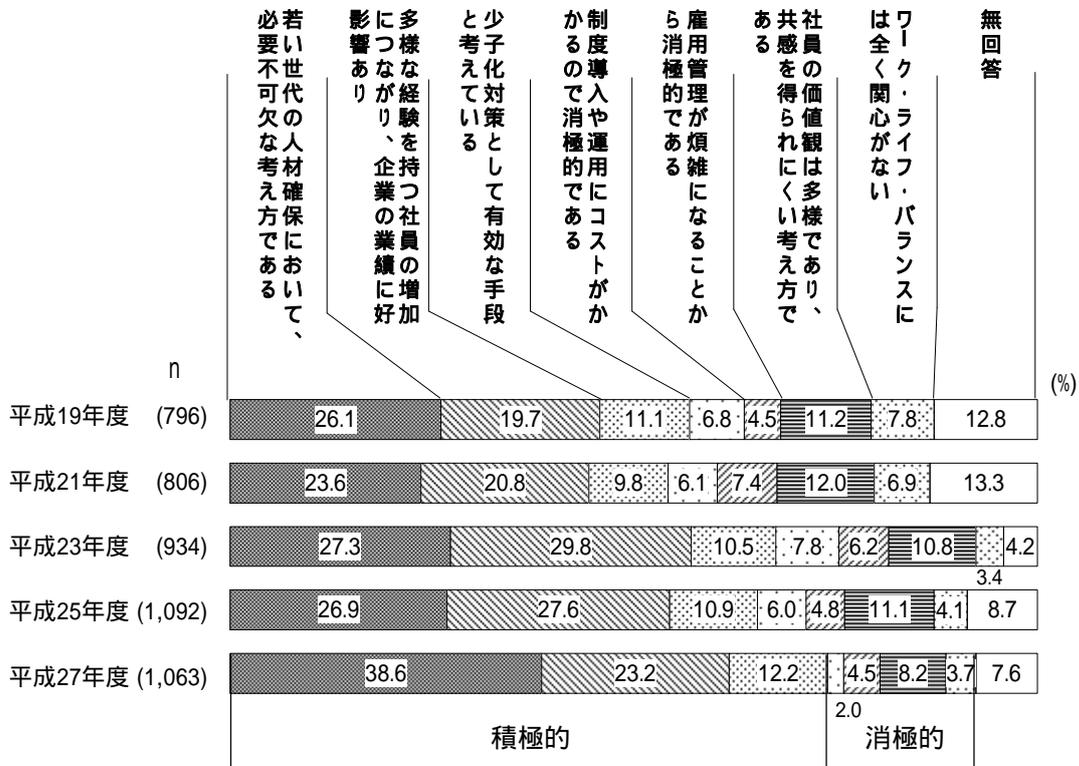
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

ワーク・ライフ・バランスについての意見(千葉県)



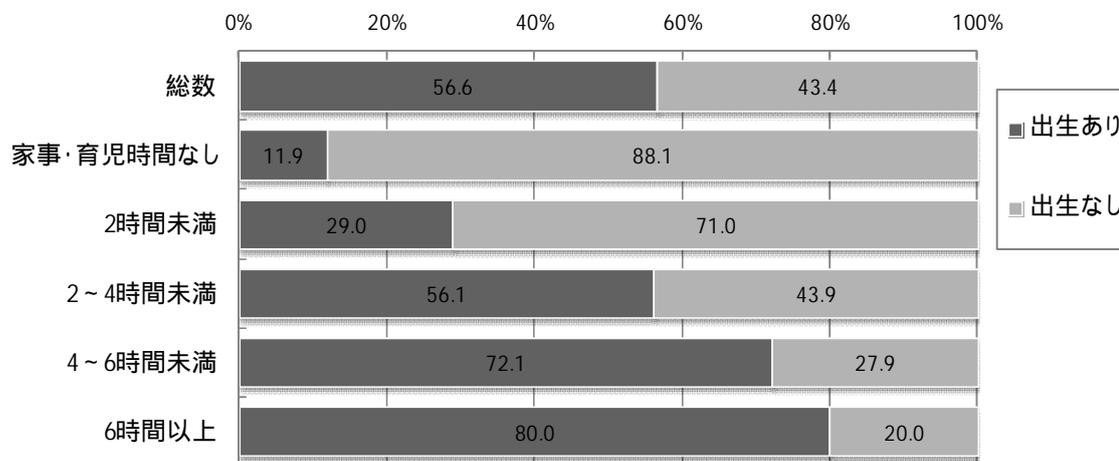
資料：千葉県「第45回県政に関する世論調査」(平成24年)

ワーク・ライフ・バランスについての企業の考え方(千葉県)



資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」

参考・全国データ 子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別に見た
この11年間の第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第12回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成25年）

注1：集計対象は、下記～に該当する同居夫婦である。ただし妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

第1回調査から第12回調査まで双方から回答を得られている夫婦

第1回調査時に独身で第11回調査までの間に結婚し、結婚後第12回調査まで双方から回答を得られている夫婦

出生前調査時に子どもが1人以上いる夫婦

注2：家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第11回調査時の状況である。

注3：11年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

注4：「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題 2 労働の場における男女共同参画の促進

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、働くことは自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など法制面での充実が図られてきたこと等により、M字カーブ⁶もなだらかになってきているなど、一定の改善は見られます。

しかしながら、「平成 27 年度ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」によると、女性管理職のいない事業所の割合が4割以上に及んでおり、出産・子育てを機に退職した元社員の再雇用についてみると、再雇用していない事業所が38.8%と約4割を占めています。

また、就業している女性についても、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状において、正規雇用と非正規雇用間の賃金格差が男女間の賃金格差の一因となっており、これが就業をしても女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているなど、課題も残っています。

こうした中、平成 27 年 8 月には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

働く女性の約6割が第一子の出産を機に仕事を辞めている現状がありますが、今後は、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことが必要です。

また、男性も女性も、雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイル等にに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる雇用環境を整備することが必要です。

農林水産業についてみると、本県では、農林水産業従事者に占める女性の割合は、平成 22 年で農業 43.1%、林業 19.0%、漁業 21.2%と、農山漁村の活性化や農林漁業の振興において女性が重要な役割を果たしています。農業、林業、水産業それぞれにおいて、女性の経営への参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める

ことが重要です。

6 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。国際的にみると、台形型に近くなっている国が多い。

施策の方向

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう広報・啓発に努めるとともに、女性の活用、採用等、企業において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

雇用の分野における女性の活躍推進

男女共同参画を推進している企業の表彰

労働相談の実施

働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業の紹介

農林水産業における男女共同参画の促進

女性が農林水産業における重要な担い手として、その持てる能力を十分に発揮できるように、女性の経営参画、能力向上、起業活動等を促進します。

また、農山漁村における女性の地域社会への参画を促進するとともに、女性リーダー等の育成に努めます。

農林水産業における男女共同参画の促進

自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

自営業者や起業家等に対する支援を行います。

自営業者や起業家等に対する支援

意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

出産・子育て等で退職した女性の再就職を支援します。

また、離職者等に対して就業に向けた支援を行います。

女性の再就職支援

離職者等に対する支援

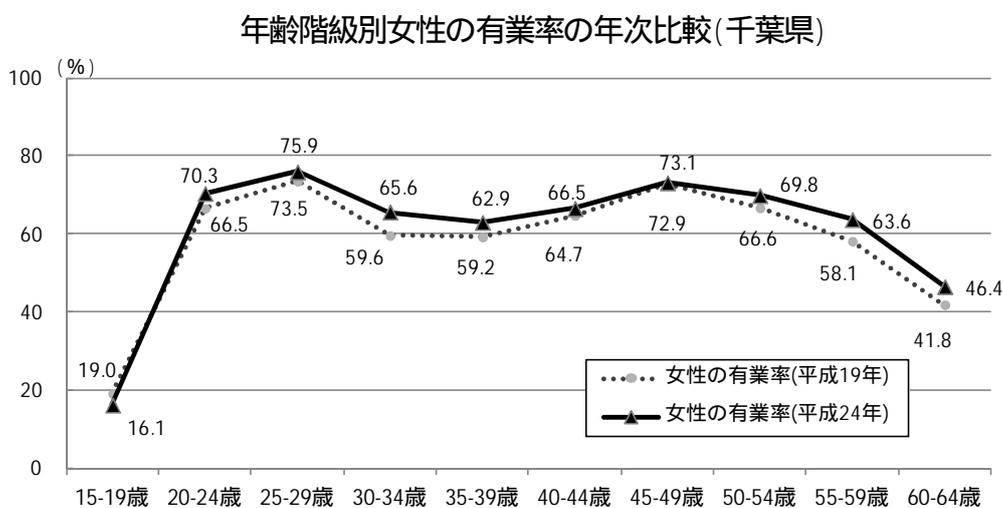
多様な働き方に対する支援

雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択できるような情報提供を行います。

また、シニア世代の能力と意欲を活かすため、多様な働き方ができるように支援します。

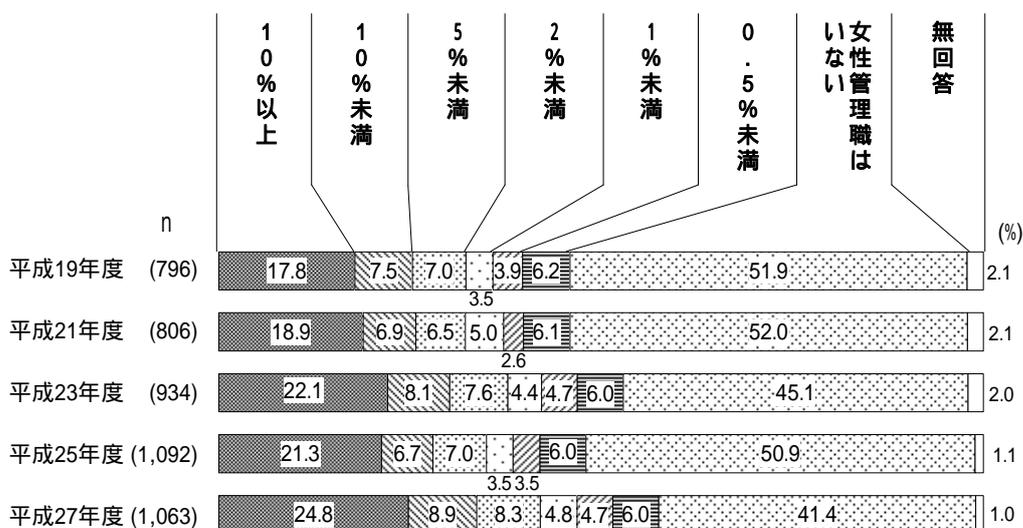
多様な働き方に関する情報提供

シニア世代の多様な働き方支援



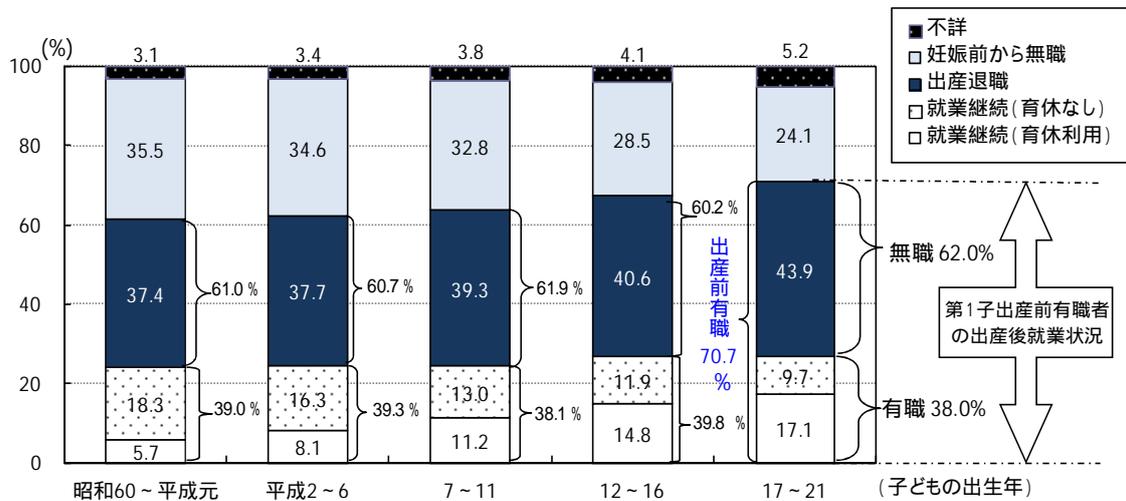
資料：総務省「就業構造基本調査」

千葉県内事業所における女性管理職割合(経年調査との比較)(千葉県)



資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」

参考:全国のデータ 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



資料:「平成25年版 男女共同参画白書(内閣府)」

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。

注:第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

農林水産業従事者の推移(千葉県)

(単位:人、%)

| | | 農業 | | | 林業 | | | 漁業 | | |
|-----|-------|-----------|-----------|------|--------|---------|------|--------|---------|------|
| | | 女性 | 男性 | 女性割合 | 女性 | 男性 | 女性割合 | 女性 | 男性 | 女性割合 |
| 千葉県 | 昭和55年 | 110,027 | 108,427 | 50.4 | 93 | 492 | 15.9 | 2,693 | 11,826 | 18.5 |
| | 昭和60年 | 89,748 | 93,541 | 49.0 | 116 | 476 | 19.6 | 2,569 | 10,472 | 19.7 |
| | 平成2年 | 70,926 | 75,787 | 48.3 | 91 | 403 | 18.4 | 2,345 | 8,229 | 22.2 |
| | 平成7年 | 60,241 | 67,504 | 47.2 | 101 | 421 | 19.3 | 1,991 | 6,704 | 22.9 |
| | 平成12年 | 50,981 | 58,433 | 46.6 | 92 | 407 | 18.4 | 1,724 | 5,809 | 22.9 |
| | 平成17年 | 46,038 | 55,211 | 45.5 | 49 | 270 | 15.4 | 1,451 | 4,952 | 22.7 |
| | 平成22年 | 33,433 | 44,197 | 43.1 | 84 | 358 | 19.0 | 1,006 | 3,748 | 21.2 |
| 全国 | 昭和55年 | 2,774,448 | 2,700,491 | 50.7 | 29,215 | 136,283 | 17.7 | 97,480 | 363,670 | 21.1 |
| | 昭和60年 | 2,368,612 | 2,482,423 | 48.8 | 23,073 | 116,789 | 16.5 | 93,042 | 328,254 | 22.1 |
| | 平成2年 | 1,878,736 | 2,039,914 | 47.9 | 17,668 | 89,832 | 16.4 | 87,416 | 277,715 | 23.9 |
| | 平成7年 | 1,584,613 | 1,841,884 | 46.2 | 14,287 | 71,537 | 16.6 | 77,192 | 230,336 | 25.1 |
| | 平成12年 | 1,314,355 | 1,537,904 | 46.1 | 11,540 | 55,613 | 17.2 | 63,461 | 189,636 | 25.1 |
| | 平成17年 | 1,189,337 | 1,514,023 | 44.0 | 7,015 | 39,603 | 15.0 | 52,871 | 162,942 | 24.5 |
| | 平成22年 | 884,541 | 1,251,436 | 41.4 | 9,075 | 59,478 | 13.2 | 42,824 | 134,061 | 24.2 |

資料:総務省「国勢調査」

【基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】

基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

現状と課題

政策・方針決定過程⁷に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の活躍をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえ、いまだに少ないのが現状です。第3次千葉県男女共同参画計画では、本県の審議会等の女性委員の比率40%を平成27年度までの目標として掲げていましたが、平成27年4月1日現在で29.7%であり、全国的に見ても47都道府県中44位と、極めて低い状況となっています。千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」においても平成28年度までに女性委員比率40%を目標に掲げ、引き続き女性登用の推進に向け取り組んでいるところです。

また、市町村や企業等における女性登用についても、取組への支援を行っていく必要があります。

さらに、女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに、新たな人材の発掘を行うことが重要です。

7 政策・方針決定過程
国や県等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けている。

施策の方向

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**

県審議会等並びに県職員、教職員及び警察職員等の女性の登用を推進します。

また、事業所、団体等における女性の管理職等への登用促進のための広報・啓発活動を行います。

県が設置する審議会等への女性登用促進

県の女性人材リストの充実

県職場における女性職員の登用推進

公立学校等における女性教職員の登用推進

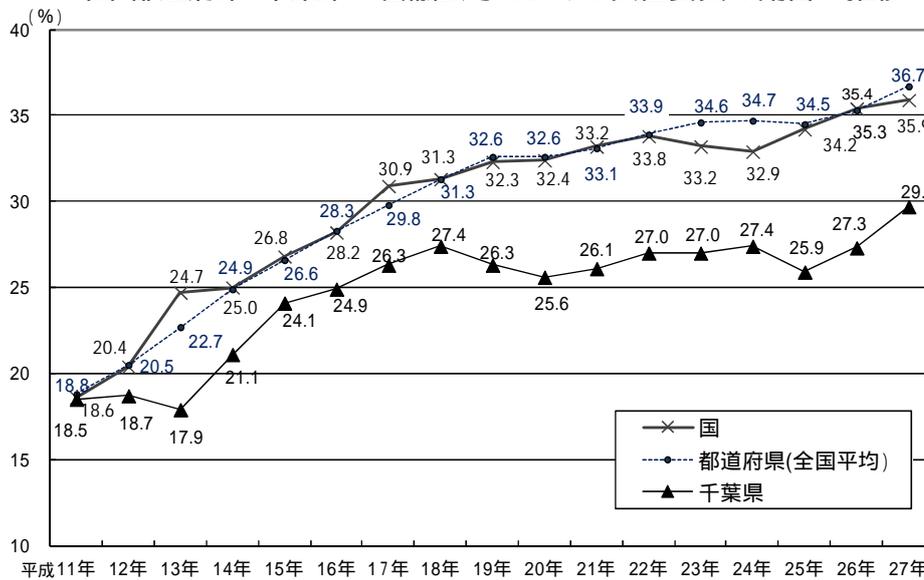
事業所、団体等における女性登用促進

女性の能力発揮への支援

各種講座等の開催により、女性の人材育成を図ります。

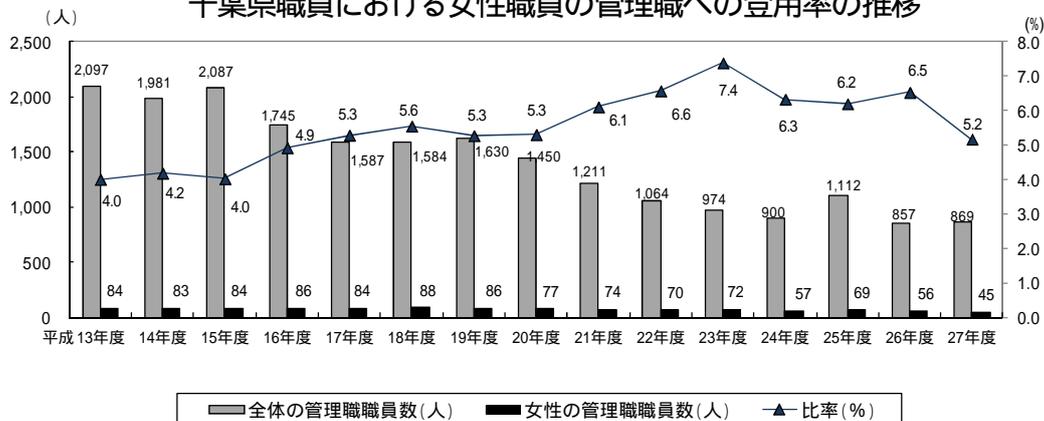
女性の能力発揮への支援

国・都道府県・千葉県の審議会等における女性委員の割合の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成27年度）

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



資料：千葉県男女共同参画白書（平成27年度）

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力は誰に対しても決して許されるべきではありません。

特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。県及び市町村へのDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、平成26年度には、1万5千件を超える相談が寄せられています。市町村や民間団体との連携を図りながら、DV根絶に向けて広報啓発を一層強化するとともに、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などに重点的に取り組んでいく必要があります。さらに、近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV⁸」についても、深刻な被害が報告されていることから、DVの加害者にも被害者にもならないように、若者を対象とした予防教育を行うなど、若年層に対する取組も重要です。

また、児童虐待も年々増加傾向にあり、中には子どもの死という深刻な事態にまで陥る事例もあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

DVが生じる家庭においては、子どもにも暴力が及ぶ場合もあり、また、児童虐待防止法においては、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されています。このようにDVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うに当たっては、双方の知識をもって対応する必要があります。

近年では、スマートフォンやSNS⁹の普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。メディア関係者に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアから様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。

8 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいじめ、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

9 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

施策の方向

DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点**

DV・児童虐待等、あらゆる暴力根絶のための広報啓発を行います。

また、相談しやすい体制を整備し、被害者等への支援や情報提供に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関が、相互に協力し、連携できる体制を強化します。

暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV防止及び被害者支援の総合的な推進

DV・ストーカー事案対策の推進

児童虐待防止対策の総合的な推進

DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

犯罪被害者等の支援の充実

性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害に関する啓発を行うとともに、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりに努めます。

人権尊重思想の普及・高揚

風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引(トラフィッキング)¹⁰対策

青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

交番等の整備による相談しやすい環境づくり

セクシュアルハラスメントの防止

メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

女性や子どもの人権を侵害する違法なメディア情報への対策に努めます。

また、情報活用能力（メディア・リテラシー）¹¹の学習機会の充実を図ります。

インターネット上の違法情報に関する取締りの強化

情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の充実

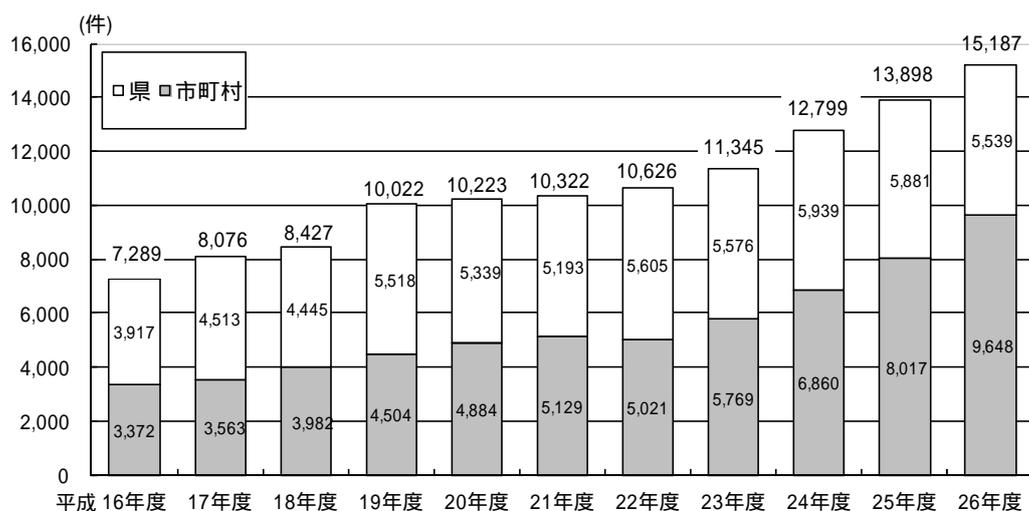
10 人身取引（トラフィッキング）

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

11 情報活用能力（メディア・リテラシー）

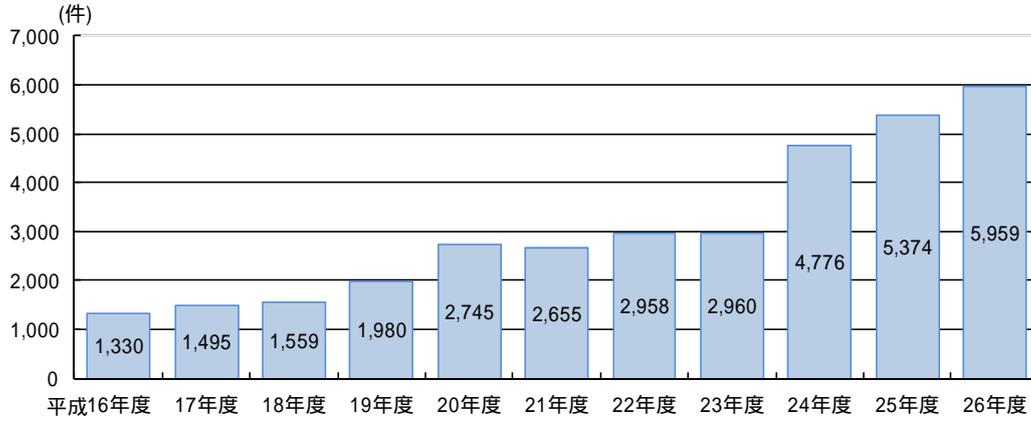
メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

千葉県と県内市町村のDV相談件数の推移



資料：千葉県男女共同参画課調べ

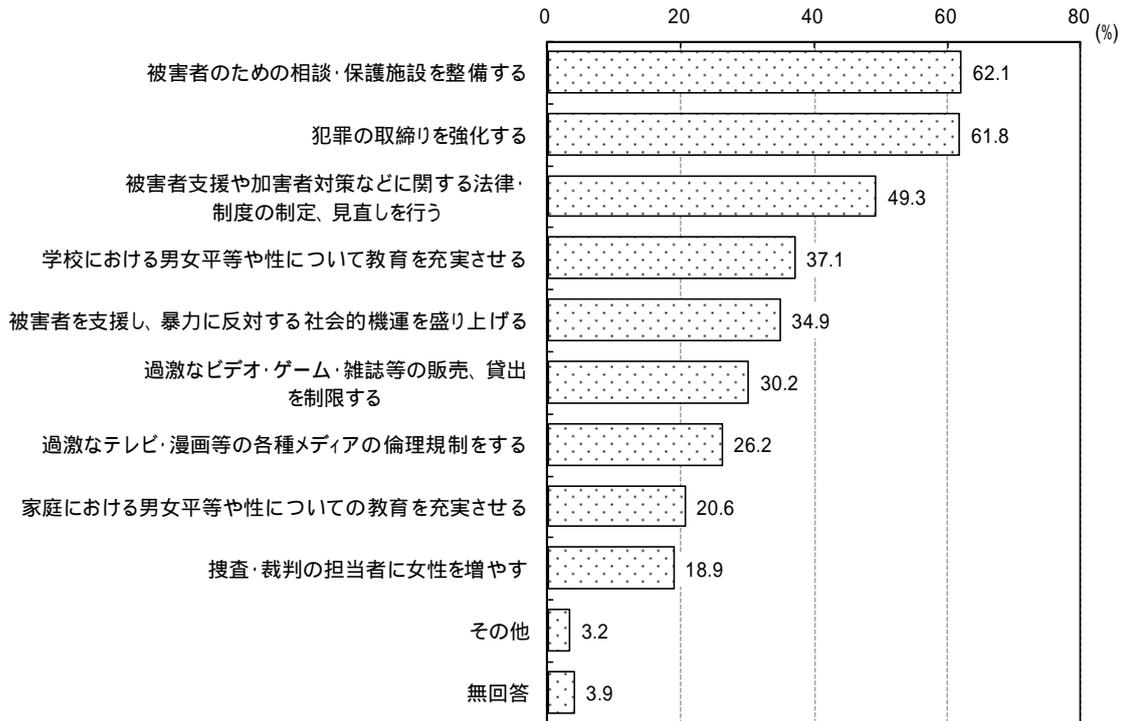
千葉県児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



資料：千葉県児童家庭課調べ

注：千葉県及び千葉市の7児童相談所における件数

DVやセクハラ、ストーカー行為をなくすためにすべきこと(千葉県)



(n=1,442)

資料：千葉県「第49回県政に関する世論調査」(平成26年)

注：複数回答

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかがすべて担う必要があり、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

また、フリーターを含む非正規雇用で働く若者などや、ニート・ひきこもり等の若年無業者などで、生活上困難な状況に置かれている人々に対する支援が必要です。

あわせて、「家事手伝い」として括られている無業の女性は、潜在化しやすく、支援に結びつきにくいことに配慮する必要があります。

少子高齢化が進展する中で、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

平成26年における本県の高齢化率は全国で10番目に低い数字となっているものの、高齢者人口は全国2番目の伸び率で増加しており、平成32年には、約3.5人に1人が高齢者となる見込みです。少子高齢化が進む中、近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待や厳しい社会・経済情勢の中での貧困層の増加などが社会問題となっています。例えば、高齢女性の単独世帯の経済的基盤が脆弱であることや、高齢男性の地域における孤立が深刻化していることから、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。さらに、高齢社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として高齢者の役割を積極的に捉え、高齢者が積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを一層充実していくことが必要です。

また、県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、発達障害や高次脳機能障害¹²など、新たな障害も認識されてきています。さらに、高齢化の進展などにより、障害のある人は今後も増加し続ける見込みです。障害のある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

加えて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）においても、行政機関や事業者は性別などに応じた配慮を行うことが求められています。

県内の外国人登録者数は、平成 26 年末現在で約 11 万 1 千人であり、この 10 年間で 13.7%上昇しており、今後もさらなる増加が見込まれます。国際化がさらに進展する中で、県内に暮らす外国人の人権が私たちの人権と同様に守られ、外国人が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

1.2 高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。

施策の方向

ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

ひとり親家庭やフリーター・ニート等の若年者などで、生活上困難な状況にある人々への生活支援・就職支援等の充実を図ります。

ひとり親家庭への経済・日常生活支援

ひとり親家庭への就業支援

フリーター等若年者に対する就職支援

県営住宅における入居の優遇措置

高齢者虐待防止対策の充実

高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

高齢者・障害者が安心して充実した日常生活を営めるよう、生活・就労等の支援を行います。

また、バリアフリーを促進し、あらゆる人々が生活しやすいまちづくり等を進めます。

高齢者に対する相談の充実

地域における高齢者の見守りの普及・啓発

障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援

交通安全活動の推進

バリアフリーの促進

障害のある人や女性等に配慮した観光関連施設の整備促進

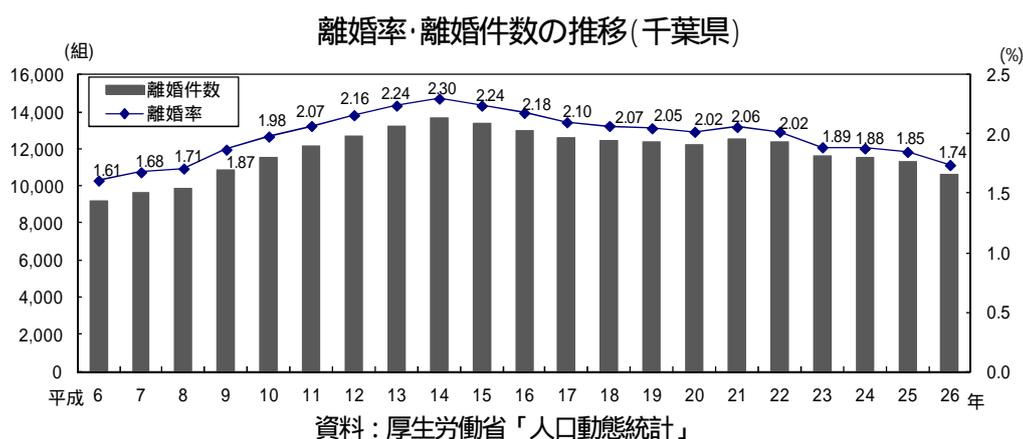
外国人が安心して暮らせる環境づくり

外国人に対し、多言語での情報提供や相談対応を行うなど、安心して生活できる環境を整備します。

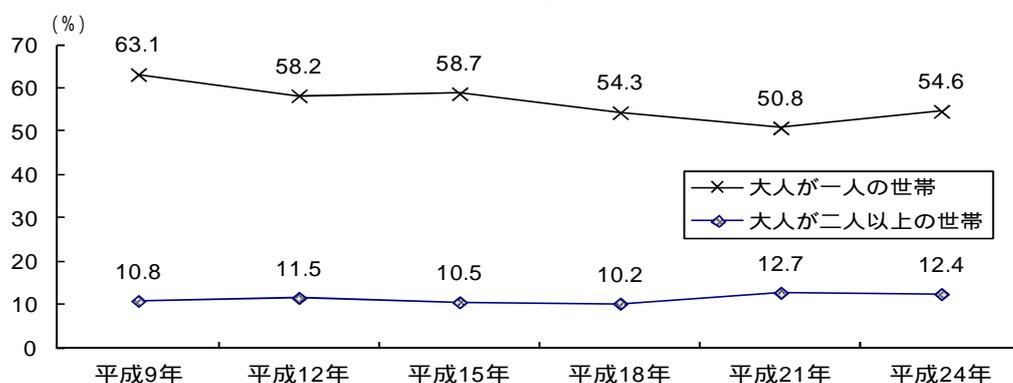
外国人にも暮らしやすい地域づくり

外国人児童生徒への支援

外国人のDV被害者等への支援



参考・全国データ 子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出

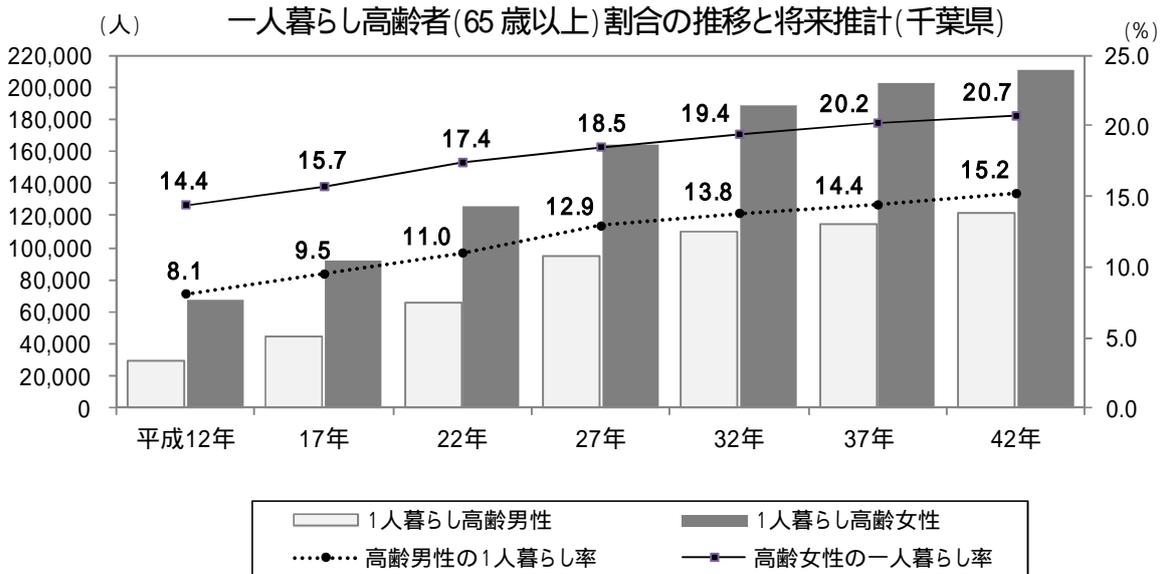
注1：横軸は調査対象年。

注2：「所得」は調査対象年1年間(1月～12月)の所得。

注3：ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付金は含まれるが、現物給付は含んでいない。

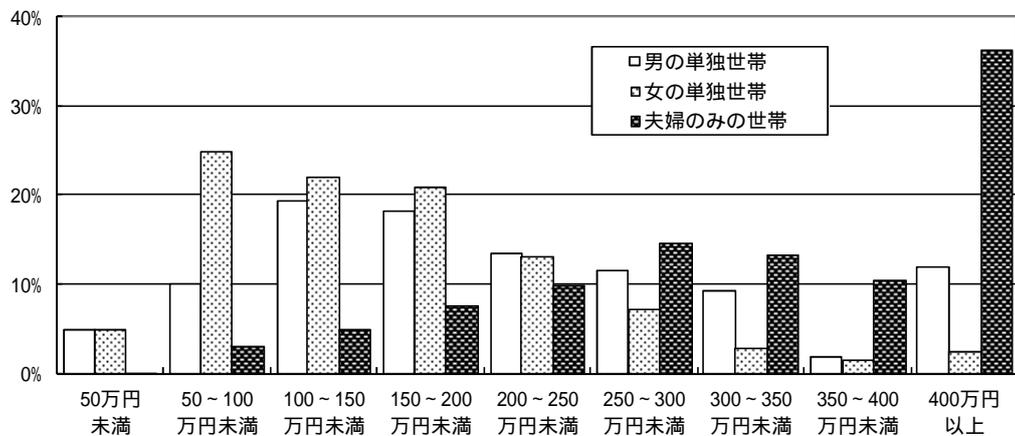
注4：大人とは18歳以上、子どもとは17歳以下の者をいう。

注5：相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合をいう。(可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう) OECDの貧困基準に基づいて算出。



資料：平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降の一人暮らし高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、平成26年4月推計）」、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」をもとに作成。

参考・全国データ 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成26年）
 注1：世帯構造ごとの総計を100%とした場合の構成割合。
 注2：単独世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦のみの世帯は、夫又は妻の年齢が65歳以上の世帯。
 注3：同調査における平成25年1年間の所得。

【基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり】

基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進

現状と課題

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

男女ともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等生涯を通じてそれぞれが健康上の問題に直面することについて、互いに理解し配慮する必要があります。

性差を考慮した医療を進めることは、自分の性の特性を踏まえて、より適切できめ細かい診療や投薬等の医療サービスを受けられる可能性が高まるという、大きな効用があります。本県では、県民一人ひとりにとって、よりきめ細やかで的確な医療が提供されるよう、性の特性に配慮した医療への取組を進めていますが、今後さらなる充実に向け、総合的な対策を推進していく必要があります。

また、情報化の進展した今日、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を、若い世代に向けて行うことの重要性がますます強くなっています。互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくことが必要です。

施策の方向

生涯を通じた男女の健康支援の推進

男女が互いの性を尊重し、心身の健康についての理解を深めるために、生涯を通じた健康に関する意識啓発・相談事業等の健康支援施策を推進します。

一人ひとりに応じた健康づくり

思春期の子どもとの心と体の健全な育成

自殺対策の推進

総合的ながん対策の推進

エイズ対策の推進

県立病院における女性専用外来の実施
薬物乱用防止対策の推進
学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施

妊娠・出産等に関する健康支援

安心して妊娠・出産ができるように、母子保健体制を充実させるとともに、周産期医療体制の整備等の環境づくりを促進します。

母子保健体制の充実
妊娠・出産に関する正しい知識の普及
不妊に関する支援体制の充実
周産期医療体制の充実

【基本目標 男女共同参画社会づくりに向けた基盤づくり】

基本的な課題 7 男女共同参画への意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会基本法が制定されて16年が経過しましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えません。平成26年度に行った男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（以下、「平成26年度県民意識調査」という。）においても、社会全体での男女の平等意識に関し「男性優遇」と感じる人の割合が約7割を占めています。

すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることから、これを解消し、

男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。

また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。こうした社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していくことが必要です。

施策の方向

あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**

あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

また、女性及び男性のための相談体制や、関係団体等とのネットワークの充実を図ります。

男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

女性と男性のための相談体制の充実

市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

県民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を把握するための調査研究及び男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

【基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

基本的な課題 8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。平成 26 年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では約 6 割、女性では約 5 割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。また、校長を始めとする教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取組を促進することが必要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めることも必要です。

施策の方向

学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

学校教育における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために社会教育・家庭教育において男女共同参画についての理解の促進を図ります。

学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進

教育相談の充実

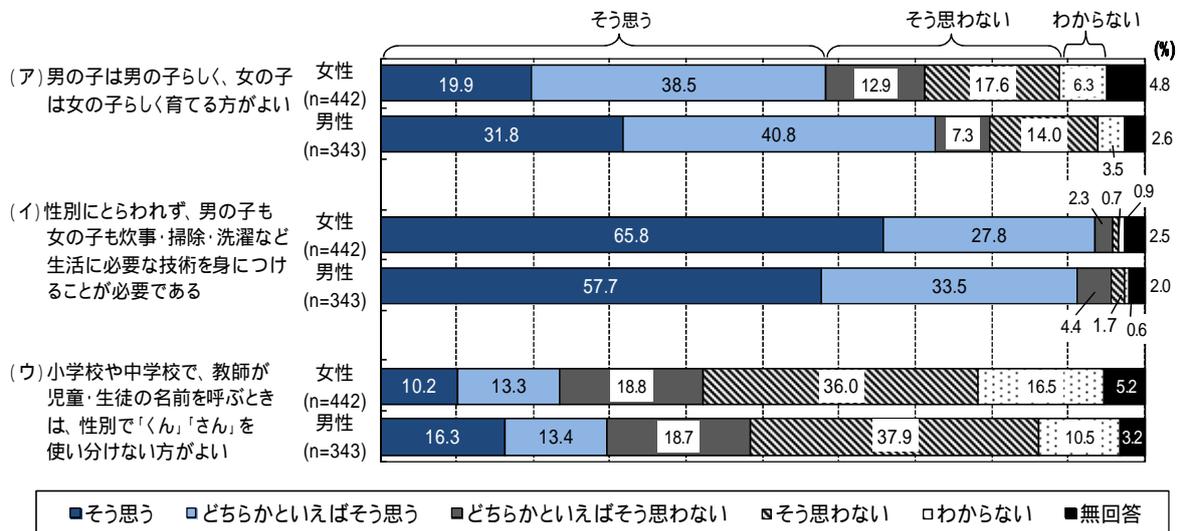
社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

男女がともに一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会の充実を目指します。

キャリア教育の充実

子どもの教育における男女共同参画についての意識(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

【基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

基本的な課題 9 防災分野における男女共同参画の促進

現状と課題

本県にも甚大な被害をもたらした東日本大震災においては、避難所において、授乳や着替えをするための場所がなかったり、女性や乳幼児に必要な物資の配布がなかったりといった問題が発生し、被災時における男女のニーズの違いに配慮することの必要性が改めて認識されたところです。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

地域の防災会議における女性委員の割合は年々上昇しているものの、依然として低い割合にとどまっているなど、防災分野における政策・方針決定への女性の参画は十分とはいえず、いまだに少ないのが現状です。

また、地域において防災の中心を担っている消防団においては、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、災害予防や啓発活動にも活動の場が広がっており、住宅防火の観点からも、家事に従事する機会の多い女性の視点が重要になっています。そのような中、女性の消防団活動への参加意欲は高まっており、消防団員数が減少する中でも、女性消防団員の数は増加していますが、平成 27 年度時点で全体のわずか 0.2% であり、今後も更なる増加を図ることが重要となっています。

防災の主体的な担い手として女性を位置付け、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大するとともに、男女の人権を尊重して安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画の促進を図ることが必要です。

施策の方向

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

防災会議等、防災に係る政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進や防災意識の向上を図ります。

防災分野への女性の参画

防災教育の充実

避難所における男女共同参画の促進

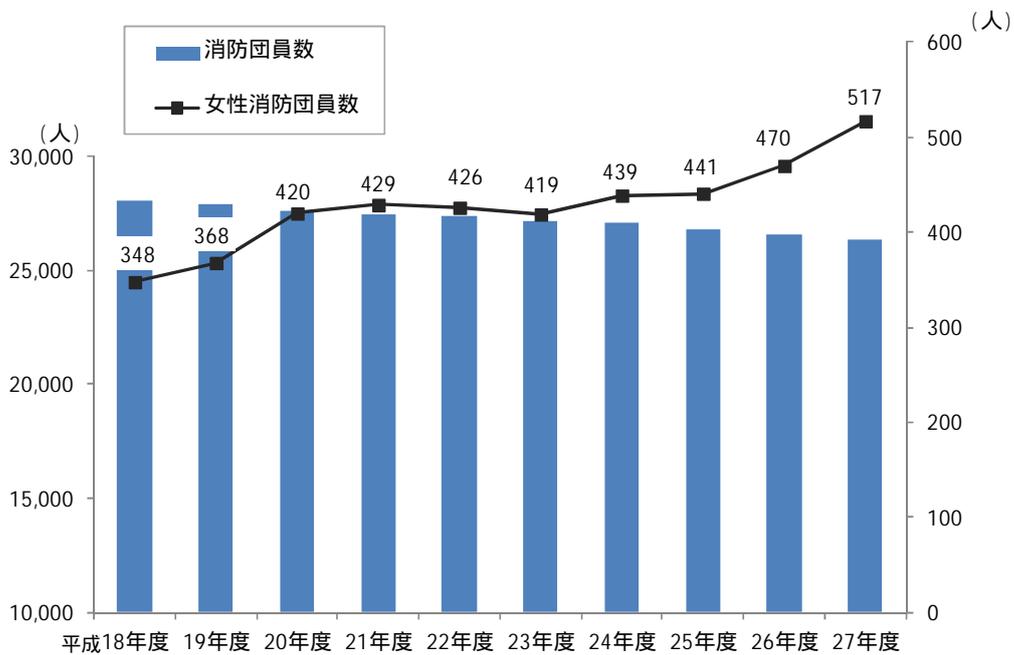
消防・防災活動における女性の活躍促進

地域の防災ボランティアのリーダーとなる災害対策コーディネーターの活動支援や、消防団活動を始めとした地域における消防・防災活動の活性化等、消防や防災の活動における女性の活躍の促進に努めます。

災害対策コーディネーターの活動支援

地域における消防活動への参画促進

県内消防団における消防団員数と女性消防団員数



資料：千葉県「消防防災年報」

第3章 事業計画

1 重点的取組

平成 37 年までの長期的な施策の方向性を定めた「基本計画」をもとに、今後 5 年間の具体的な施策を「事業計画」としてとりまとめました。この事業計画においては、社会・経済情勢の変化や地域社会を取り巻く状況を踏まえ、次の 6 つを今後 5 年間に重点的に取り組むこととします。

(1) 子育て・介護への支援

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進

本県が、平成 26 年度に行った「第 49 回県政に関する世論調査」によると、男女共同参画社会を実現するための行政の取組として、子育て・介護と仕事の両立支援への要望が高く、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」との回答が約 7 割でした。

また、少子高齢化が進行し、人口減少時代の到来により総人口や労働力人口が減少する中で、労働力を確保するには女性の労働市場参加が不可欠となります。女性の仕事と生活の両立には、家庭や職場等における男性の協力が不可欠であり、男性も従来の職場中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めるとともに、男女とも子育て・介護等をしながら働き続けられるよう環境整備を促進します。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域においては、人間関係の希薄化、単身世帯の増加の進行等による地域コミュニティの弱体化といった変化が生じており、男女がともに地域活動を担わないと立ち行かなくなる状況となっています。地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男性も女性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図り、地域における身近な男女共同参画を促進します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえ、いまだに少ないのが現状です。本県における審議会等女性登用率は平成27年4月1日現在で29.7%に留まっており、全国的に見ても低い水準です。これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場へ、女性が力をつけ、参画できるようにしていくことが重要です。

女性が政策・方針決定過程へ積極的に参画できるよう環境の整備に努めるとともに、女性がその持てる能力を十分発揮できるよう支援することにより、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

(5) DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

平成26年度の県及び市町村のDV相談件数は15,187件で統計を取り始めてから最も多くなっており、10年前と比較すると2倍以上となっています。これは、これまでの広報啓発により、DVや相談窓口が認知されてきた結果でもありますが、今後も広報啓発と被害者への支援に重点的に取り組んでいく必要があります。

DVは家庭内で行われることが多いため、子どもにも重大な影響を及ぼします。

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することも多く、また、児童虐待防止法では、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されており、DVと児童虐待の被害者支援は、両面から対応していく必要もあります。

この他、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題になっています。

こうした状況を踏まえ、DVや児童虐待等あらゆる暴力の根絶を図るとともに、被害者への支援を図っていきます。

(6) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

平成 26 年度県民意識調査によると、男女の平等意識において、男性優遇と感じている人の割合が約 7 割との調査結果でした。依然として男性が優遇されているとの認識が高い現状です。

男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解され、すべての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点から男女共同参画を捉える必要があります。

この計画では、男女の平等意識が改善されるよう努めるとともに、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって、男女共同参画が必要だということが共感されるよう、広報啓発活動を積極的に推進します。

2 施策の内容

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向 子育て・介護への支援 **重点**

施策1 地域における子育て支援の体制の整備

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、民間保育所の創設・増改築を促進するとともに、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めます。

また、小学校入学後の保育需要に対応する放課後児童クラブや病児について病院・保育所等で一時的に預かる病児保育等、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの拡充を図ります。

保育所施設整備の助成 (子育て支援課)
認定こども園施設整備の助成 (子育て支援課)
放課後児童クラブへの助成 (子育て支援課)
病児保育事業への助成 (子育て支援課)

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|--------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート) | 76.1% | 80%以上 (H31) |
| 保育所等待機児童数 | 1,646 人 (H27.4.1) | 解消を目指します (H33.4.1) |

施策2 幼児教育に関わる職員の人材育成と資質の向上

幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究や協議を行う取組や研修等を通じて、幼児教育に関わる職員の人材育成と資質向上を図ります。

幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施 ((教)指導課)

施策3 幼稚園における預かり保育の推進

学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」に係る人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進に貢献します。

幼稚園における預かり保育の推進 (学事課)

施策4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

放課後や夏休み等の長期休暇中に、障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行うほか、家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れるショートステイを充実します。

放課後等デイサービス事業の充実 (障害福祉課)
障害児短期入所の充実 (障害福祉課)

施策5 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援として、県や市町村からの情報提供や、健康・育児に関する相談受付などを行うスマートフォン用アプリを配信します。

「ちばMy Style Diary」事業 (政策企画課)

施策6 子どもの医療費助成の実施

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療について、市町村が行う医療費助成に要する経費を補助します。

子どもの医療費助成の実施 (児童家庭課)

施策7 地域における介護支援の体制の整備

介護を必要とする高齢者の在宅での生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの普及とともに、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者の受け皿として特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。

また、福祉・介護人材の確保と定着促進対策を充実します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及 (高齢者福祉課)
特別養護老人ホーム等の施設整備 (高齢者福祉課)
福祉・介護人材の確保と定着促進 (健康福祉指導課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 実施市町村数 | 15市 | 増加を目指します |

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向 **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
の普及促進** ◀重点

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（男女共同参画課）
普及セミナーの開催（雇用労働課）
両立支援アドバイザーの企業派遣（雇用労働課）
“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表（雇用労働課）

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|-------------------|------------------|------------------|
| 社員いきいき！元気な会社宣言会社数 | 570 社 | 800 社以上 |

施策2 育児休業・介護休業制度の普及・定着

男女ともに育児や介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児休業・介護休業制度等両立支援制度の普及・定着を図ります。

両立支援制度に関する周知広報（雇用労働課）

施策3 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

職員がいきいきと意欲的に職務に取り組むことができるよう、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を目指します。

県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備
(総務課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向 誰もが健康で安心して働ける環境の整備

施策1 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底

全国安全週間の実施について広報し、労働安全衛生法の周知を図ります。
また、関係団体が開催する大会を後援し、労働安全衛生に係る意識高揚を図ります。

労働安全衛生に係る意識高揚の促進 (雇用労働課)

施策2 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進

仕事に関する強い不安やストレスによる労働者の心の健康問題が労働者本人のみならず、家族、事業所、社会に与える影響が大きくなっていることから、臨床心理士による相談を実施します。

働く人のメンタルヘルス特別相談の実施 (雇用労働課)

施策3 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

誰もが安心して長く働き続けるためには、実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を身につけることが大切であることから、若者に対し、労働法の基礎等ワークルールを学ぶ機会を提供します。

ワークルール普及啓発セミナーの開催 (雇用労働課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向 家庭生活における男女共同参画の促進

施策1 家庭生活における男女共同参画に対する支援

子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。

子育て支援講座、親子講座の開催 ((教)生涯学習課)
男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 (男女共同参画課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

施策の方向 地域活動における男女共同参画の促進

施策1 地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 (男女共同参画課)

施策2 市民活動への参加促進

県内のボランティア・NPO活動に関する広報・普及啓発を行い、県民活動に対する理解の向上、参加促進等を図ります。

また、地域活動の情報をインターネットを通じて提供し、地域の活力を向上させます。

ちば県民活動PR月間(11/23~12/23)の実施 (県民生活・文化課)
ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発 (県民生活・文化課)
地域づくり情報広場における情報提供 (政策企画課)

施策3 高齢者等の地域活動への参画支援

生涯大学の学生及び卒業生による地域活動への参画を支援します。

高齢者等の地域活動への参画支援 (高齢者福祉課)

施策4 地域づくりを担う人材の育成

外国人観光客を始めとした様々な来訪者にも満足いただけるような先進的なおもてなしについて情報を共有する研修及び外国語観光ボランティアガイドの養成講座を県内各地で実施し、老若男女を問わず、地域観光の担い手となる観光人材の育成を図ります。

観光人材の育成支援 (観光企画課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策1 雇用の分野における女性の活躍推進

女性が、その持てる能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するために、男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、企業の人事労務担当者や県民を対象として、女性の活躍を推進するためのセミナーを開催します。

女性の活躍推進セミナー等の開催 (雇用労働課)

施策2 男女共同参画を推進している企業の表彰

労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を表彰します。

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰(再掲) (男女共同参画課)

施策3 労働相談の実施

労働者や使用者、県民が直面する賃金不払い、解雇、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・パワーハラスメント等職場におけるハラスメント、長時間労働、配転・出向等の様々な労働問題に対して、専門の相談員が相談業務を実施し、健全で安定した労使関係の定着を促進します。

労働相談の実施 (雇用労働課)

施策4 働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業の紹介

仕事と子育ての両立支援などを進めている企業の取組事例を紹介し、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集と公表(再掲) (雇用労働課)
事例発表会(セミナー)の開催 (雇用労働課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
 基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向 農林水産業における男女共同参画の促進

施策1 農林水産業における男女共同参画の促進

農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での経営への参画を促進するとともに、女性の経済的自立と経営発展のため女性起業家の育成等を推進します。また、次世代の農林水産業経営を担う若手の女性後継者を育成します。

さらに、活力ある農山漁村の実現に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、様々な活動においてリーダーとなりうる人材を育成します。

| | |
|-------------------------------|----------|
| 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 | (担い手支援課) |
| 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 | (担い手支援課) |
| 農山漁村の女性リーダー等の活動支援 | (担い手支援課) |
| パートナーシップ型農業経営体の育成 | (担い手支援課) |
| 次世代女性農業者育成のための研修会の開催 | (担い手支援課) |
| 林業関係女性活動グループの支援 | (森林課) |
| 指導的林業者育成支援 | (森林課) |
| 女性漁業者の経営参画および地域活動促進に向けた研修会の開催 | (水産課) |
| 女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 | (水産課) |

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|---------------------------|-----------------------|------------------|
| 家族経営協定 ¹³ 締結数 | 1,666 戸 (H27.3.31) | 2,000 戸 |
| 農林水産業における女性による起業経営体数 | 437 経営体 (H27.3.31) | 525 経営体 |
| 女性の農業士等 ¹⁴ 認証数 | 100 人 (H27.3.31) | 180 人 |

13 家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境(労働時間、報酬等)などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

14 農業士等

地域農林水産業の発展に貢献するとともに、後継者の育成に当たるなど指導力がある者等として知事の認証を受けた農林水産業従事者。

(目標指標に含むもの：農業士、指導農業士、林業士、指導林家、漁業士)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

施策1 自営業者や起業家等に対する支援

家庭との両立や経営ノウハウの取得が課題となっている女性経営者や創業者が多い中、ワンストップで様々な経営課題に関する相談に応じるほか、低利融資や起業家同士の交流会の実施などにより、経営基盤の強化を支援します。

| | |
|---|---------|
| 中小企業者及び起業家に対する経営相談の実施 | (経営支援課) |
| 中小企業者及び起業家に対する融資 | (経営支援課) |
| 中小企業者及び起業家に対する創業、経営革新、事業継続計画及び事業承継セミナーの開催 | (経営支援課) |
| 起業機運の向上、起業家の支援 | (経営支援課) |
| 市町村等における創業支援の取組への助成 | (経営支援課) |

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

施策1 女性の再就職支援

出産や子育てを機に離職し、また働きたいという意欲を持つ女性の再就職を支援します。

| | |
|---------------------------|---------|
| 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援 | (雇用労働課) |
| 女性の再就職支援に係る関連情報の提供 | (雇用労働課) |

施策2 離職者等に対する支援

職業能力開発を必要とする求職者に、高等技術専門学校における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練の受講機会を提供することにより、離職者等の円滑な就職を支援します。

| | |
|----------------|---------|
| 離職者等を対象とした職業訓練 | (産業人材課) |
|----------------|---------|

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向 多様な働き方に対する支援

施策1 多様な働き方に関する情報提供

様々な媒体を活用して多様な働き方に関する情報提供を行います。

内職求人情報の提供 (雇用労働課)

施策2 シニア世代の多様な働き方支援

シニア世代の能力と意欲を活かすため、再就職など多様な働き方ができるように支援します。

「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援(再掲)(雇用労働課)
関連情報の提供 (雇用労働課)

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**

施策1 県が設置する審議会等への女性登用促進

県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

県が設置する審議会等への女性登用促進 (男女共同参画課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|------------------|--------------------|----------------|
| 県の審議会等における女性委員割合 | 29.7% (H27.4.1) | 40% |

施策2 県の女性人材リストの充実

審議会委員等への女性の更なる登用を図るために、人材の掘り起こしを行うとともに、幅広い分野の女性人材情報をまとめた女性人材リストの充実を図ります。

県の女性人材リストの充実 (男女共同参画課)

施策3 県職場における女性職員の登用推進

職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

女性職員の登用推進 (総務課、関係各課)
女性警察職員の登用推進 ((警)警務課)

施策4 公立学校等における女性教職員の登用推進

教育庁、教育機関、公立学校において、教職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

女性教職員の登用推進 ((教)教育総務課、(教)教職員課)

施策5 事業所、団体等における女性登用促進

女性の登用や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、県のホームページなどで紹介することや、取組の方法について学ぶセミナーを開催するなど、事業所における男女共同参画の取組を促進します。

また、農林水産業における政策・方針決定において、男女の意見を等しく反映させるため、女性の方針決定の場への参画を進めます。

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰(再掲) (男女共同参画課)
女性の活躍推進セミナー等の開催(再掲) (雇用労働課)
農山漁村女性団体ネットワークの活動支援(再掲) (担い手支援課)
農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営(再掲) (担い手支援課)
農山漁村の女性リーダー等の活動支援(再掲) (担い手支援課)
農業協同組合の女性役員の登用促進 (団体指導課)
女性農業委員等の登用促進 (農地・農村振興課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|--------------------|--------------------|----------------|
| 農業協同組合の役員に占める女性の割合 | 6.3% (H27.3.31) | 15% |
| 農業委員に占める女性の割合 | 4.6% (H27.3.31) | 30% |

基本目標 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり
基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向 女性の能力発揮への支援

施策1 女性の能力発揮への支援

自己啓発講座や女性リーダー養成の講座などを開催し、女性の能力発揮を支援します。

自己啓発・人材養成セミナーの開催

(男女共同参画課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向 DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と 被害者への支援 **重点**

施策1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口（女性向け・男性向け）の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

また、若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

DV相談カード等の作成配布 (男女共同参画課)
街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発 (男女共同参画課)
セミナーの開催等によるDV予防教育の推進 (男女共同参画課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|---|----------------------|----------------|
| DVが人権侵害であると認識する人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 77.6% 男性 75.8% | 増加を目指します |

施策2 DV防止及び被害者支援の総合的な推進

各配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が安心して安全・平穏な生活を送ることができるような相談等に応じるとともに、同行支援の実施等により、被害者の自立を促進します。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談 (男女共同参画課)
女性サポートセンターにおける一時保護 (男女共同参画課)
DV職務関係者への研修 (男女共同参画課)
DV被害者の生活再建支援 (男女共同参画課)

施策3 DV・ストーカー事案対策の推進

DV・ストーカー事案の被害者等に対し、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引き継ぎを適切に行います。

また、被害者、被害者の親族等の二次被害の防止と保護措置の徹底を図ります。

DV・ストーカー事案対策の推進 ((警)子ども女性安全対策課)

施策4 児童虐待防止対策の総合的な推進

児童虐待の防止は、緊急に対応すべき課題であり、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な一時保護、自立に向けた支援等、切れ目のない支援の確立に向けて総合的に児童虐待防止対策を推進します。

| | |
|---------------------|---------|
| 児童相談所虐待防止体制の強化 | (児童家庭課) |
| 児童相談所専門機能の強化 | (児童家庭課) |
| 児童虐待対策関係機関の強化 | (児童家庭課) |
| 子ども虐待防止地域力の強化 | (児童家庭課) |
| 児童相談所支援システムの充実 | (児童家庭課) |
| 社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 | (児童家庭課) |

施策5 DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

DV及び児童虐待は、多くの段階にわたって、多様な関係機関による支援が必要であるため、市町村や関係機関が相互に理解を深め、連携できる体制を強化します。

| | |
|------------------------|-----------|
| 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 | (男女共同参画課) |
| 市町村DV担当課長会議の開催 | (男女共同参画課) |
| 市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 | (児童家庭課) |
| 千葉県要保護児童対策協議会の開催 | (児童家庭課) |
| 児童虐待防止医療ネットワーク事業 | (児童家庭課) |
| 児童虐待事案における関係機関との連携強化 | ((警)少年課) |

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成31年度) |
|---------------------|--------------------|-----------------|
| 要保護児童対策地域協議会の設置市町村数 | 53市町村 (H27.4.1) | 54市町村 (全市町村) |

施策6 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等からの相談等に適切に対応するため、総合的な窓口の一層の充実化を図ります。また、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、あらゆる機会を活用して広報啓発活動等を推進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援に関する理解を深める活動を行います。

さらに、性暴力・性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制を構築します。

犯罪被害者等からの相談等の充実 (くらし安全推進課、(警)警務課)
 民間被害者支援団体への相談業務委託 ((警)警務課)
 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進((警)警務課)
 学校等における犯罪被害者遺族等による講演会の開催 ((警)警務課)
 性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の構築 (くらし安全推進課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
 基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

施策1 人権尊重思想の普及・高揚

人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて幅広く啓発活動を実施します。

人権問題講演会やメディア等による啓発活動 (健康福祉政策課)

施策2 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除並びに人身取引対策

売春、違法風俗営業等に対する取締りを強化するとともに、風俗営業者に対する指導を徹底するなどして、風俗環境の浄化と違法風俗店の排除に関する取組を推進します。人身取引事犯に対しては、被害者の保護を徹底するほか、各種法令を多角的に適用して、雇用主のみならず、ブローカー等を検挙し、組織的背景の解明に努めます。

風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除 ((警)風俗保安課)
 人身取引(トラフィッキング)対策 ((警)風俗保安課)

施策3 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの、有害環境に近づけない、利用させないための取組を推進し、青少年を性的被害から保護します。

また、深夜営業施設への指導、繁華街などでの共同パトロール、風俗店、酒・たばこ販売店、出会い系サイト事業者等に対する指導・取締りを実施するほか、児童買春・児童ポルノ¹⁵等の福祉犯罪の取締りを強化します。

書店・携帯電話等販売店・カラオケボックス・インターネットカフェ等への立入調査の実施 (県民生活・文化課)
 フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化 (県民生活・文化課)
 青少年を取り巻く有害環境の浄化 ((警)少年課)
 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 ((警)少年課)

15 児童買春・児童ポルノ

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条の規定による十八歳に満たないものに対する買春（児童買春）や性交等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等（児童ポルノ）をいう。

施策4 青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

新中学生の保護者及び新高校生を対象に非行防止リーフレットを作成・配布し、啓発を図ります。

街頭補導活動や学校における非行防止教室の開催など、保護者、関係機関・団体等と連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進します。

非行防止リーフレットの作成 (県民生活・文化課)
学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 ((警)少年課)

施策5 交番等の整備による相談しやすい環境づくり

交番等の新設や建て替えに際し、コミュニティルーム（相談室）を整備して、相談者のプライバシーに配慮するほか、交番や移動交番車への女性警察官等の配置により、女性被害者等の心情に配慮した警察活動を行うなど、相談しやすい環境づくりを推進します

交番等の整備による相談しやすい環境づくり ((警)地域課)

施策6 セクシュアルハラスメントの防止

職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等について周知徹底を図ります。

また、県職場等においても、引き続き職場におけるセクシュアルハラスメントを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していきます。

セクシュアルハラスメント対策の周知 (雇用労働課)
県職場におけるセクシュアルハラスメントの防止 (総務課、(警)警務課)
公立学校等におけるセクシュアルハラスメントの防止 ((教)教育総務課、(教)教職員課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|---|----------------------|----------------|
| 職場等のセクシュアルハラスメントを人権侵害と感じる者の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 78.3% 男性 81.6% | 増加を目指します |

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向 メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

施策1 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化

インターネット上の児童ポルノ等、違法情報に対する取締りを強化し、少年を取り巻く環境の浄化活動を推進します。また、学校、地域住民等を対象としたネット安全教室を開催し、サイバー犯罪の情勢のほか、SNSの適正な利用等に関する広報啓発活動を推進します。

インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 ((警)サイバー犯罪対策課)
学校・地域住民等に対するネット安全教室の開催 ((警)サイバー犯罪対策課)

施策2 情報活用能力(メディア・リテラシー)の学習機会の充実

情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもの人権へ配慮するように指導します。

情報モラル教育の推進 ((教)指導課)
教育用コンピュータ整備の推進 ((教)指導課)
教育情報ネットワーク事業の推進 ((教)指導課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

施策1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援

困難な状況の中で子育てをするひとり親家庭を行政、関係団体、地域社会が連携してサポートします。

児童扶養手当の支給 (児童家庭課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費の助成 (児童家庭課)

施策2 ひとり親家庭への就業支援

母子家庭の母や父子家庭の父の就業による自立を支援するため、県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークと連携して就業支援を行うとともに、就業支援講習会を実施します。

また、訓練経費の一部支給や訓練期間中の生活費負担軽減のための給付金の支給を行います。

母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 (児童家庭課)
母子家庭等自立支援給付金の支給 (児童家庭課)

施策3 フリーター等若年者に対する就職支援

ジョブカフェちばにおいて、フリーター等の若者を対象とした、個別相談、就職セミナー等を開催するとともに、併設するハローワーク船橋ヤングコーナーにおける職業紹介など、総合的な就職支援サービスを展開します。

また、若年無業者(ニート等)が職業的に自立できるように専門的な相談等を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークづくりを活用して支援します。

「ジョブカフェちば」における就職支援 (雇用労働課)
「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 (雇用労働課)

施策4 県営住宅における入居の優遇措置

母子及び父子世帯、DV被害者世帯、多子世帯などに対して、入居募集時の抽選において、当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。

県営住宅における入居の優遇措置 (住宅課)

施策5 高齢者虐待防止対策の充実

高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援センターを支援するため、職員対象の研修会を開催するとともに、困難事例等について専門職が連携して助言等を行います。

また、高齢者福祉施設職員及び在宅介護サービス事業者の管理者等を対象として、高齢者の権利擁護意識や高齢者虐待について研修を実施します。

高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

施策1 高齢者に対する相談の充実

専門員を配置し、高齢者虐待、施設での介護、高齢者の悩み事等に対する電話相談を実施します。

高齢者相談の実施 (高齢者福祉課)

施策2 地域における高齢者の見守りの普及・啓発

一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦のみの世帯等が、孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守りなどの支え合い活動の普及・啓発を行います。

高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しなない、させない、孤立化!)
の実施 (高齢者福祉課)

施策3 障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援

障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の生活と就労の支援を行います。

また、障害者高等技術専門校において職業訓練を実施するとともに、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者の能力・適性及びニーズに対応した委託訓練を実施し、障害者の雇用を促進します。

障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援 (障害福祉課)
障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (産業人材課)

施策4 交通安全活動の推進

地域における交通安全リーダーとなる高齢者を対象に研修を実施してリーダーを育成するとともに、研修終了者による情報提供ネットワークを活用し、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導など、自主的な交通安全活動を推進します。

交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進 (くらし安全推進課)

施策5 バリアフリーの促進

誰もが安全で快適に通行できるよう、バリアフリー化された歩道の整備を推進します。

また、ちばバリアフリーマップによりバリアフリー設備のある施設を紹介します。

歩道のバリアフリー化の推進 (道路環境課)

ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介
(健康福祉指導課)

施策6 障害のある人や女性等に配慮した観光関連施設の整備促進

観光地の利便性を高め魅力向上を図るため、多くの観光客が利用する公衆トイレや駐車場、観光案内所等の設置・改修について、その経費の一部を助成することにより、観光関連施設の整備・充実を促進します。

観光関連施設の整備・充実の促進 (観光企画課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 外国人が安心して暮らせる環境づくり

施策1 外国人にも暮らしやすい地域づくり

多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、外国人県民の地域社会への参加促進など、多文化共生社会づくりに向けた施策を展開します。

また、外国人が、日本で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けてもらうことなどを目的として、防犯教室や交通安全指導教室などを開催します。

多文化共生社会づくりの推進 (国際課)

外国人県民向けの情報提供 (国際課)

外国人集住地域総合対策の推進 ((警)国際捜査課)

施策2 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を図ります。

また、日本語の指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県立学校の申請に応じて、教育相談員を派遣します。

外国人児童生徒への教育相談員の派遣 ((教)指導課)

施策3 外国人のDV被害者等への支援

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレットに相談窓口に関する情報を掲載するなど、DVや相談窓口等の一層の周知を図ります。

また、一時保護所に入所した外国人に対して、必要に応じ通訳を委託して対応するほか、入国管理局など関係機関と連携し、それぞれのケースに対応した支援を充実させます。

外国人のDV被害者等への支援 (男女共同参画課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進

施策の方向 生涯を通じた男女の健康支援の推進

施策1 一人ひとりに応じた健康づくり

生活習慣病予防に向けた生活習慣の改善、性差やライフステージで異なる健康課題への対応等、県民一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、すべての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送れるよう、幅広い世代の人々が各自の興味・関心にあったスポーツを行えるような地域に密着したスポーツクラブの設立を推進します。

一人ひとりに応じた健康支援事業 (健康づくり支援課)
生活習慣予防支援人材育成事業 (健康づくり支援課)
食からはじまる健康づくり事業 (健康づくり支援課)
県民の安全と健康な暮らしのための総合講座の実施 (教)生涯学習課)
総合型地域スポーツクラブの設立支援 ((教)体育課)

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|------------------------|-----------------------|------------------|
| 総合型地域スポーツクラブ 設置市町村数 | 32 市町村 (H26.4.1) | 54 市町村 (全市町村) |
| 総合型地域スポーツクラブ会員数 | 20,064 人 (H26.4.1) | 28,000 人 |

施策 2 思春期の子どもと体の健全な育成

思春期の児童生徒やその家族などを対象として、身体・性・食生活・心の問題等に関する個別相談や、健康教育を実施し、思春期の子どもと体の健全な育成を図ります。

また、養護教諭を対象として、健康相談の知識や技術及び組織的な支援についての研修を行い、その資質の向上を図ることで、より良い保健室経営を目指します。

専門医師等による個別相談の実施 (児童家庭課)
喫煙防止等の健康教育の実施 (児童家庭課)
思春期保健対策を推進する関係者による連携会議等の開催 (児童家庭課)
保健室健康相談研修会の開催 ((教)学校安全保健課)

施策 3 自殺対策の推進

県民一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐとともに、地域の特性に応じた自殺対策を市町村、民間団体等関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

自殺対策の推進 (健康づくり支援課)

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|--------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口 10 万人当りの自殺者数) | 女性 12.7 男性 27.1 (H26 年) | 減少を目指 します |

施策 4 総合的ながん対策の推進

がんから県民の生命と健康を守るため、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的・計画的にがん対策を推進します。

総合的ながん対策の推進 (健康づくり支援課)

| 標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|----------|--|------------------|
| がん検診の受診率 | 胃がん 女性 34.2% 男性 47.7% 肺がん 女性 41.4% 男性 49.2% 大腸がん 女性 36.7% 男性 43.6% 乳がん 女性 48.6% 子宮頸がん 女性 43.7% (H25) | 50%以上 |

施策 5 エイズ対策の推進

青少年を中心に、正しい知識の普及・啓発、H I V抗体検査の充実を図ります。

- 青少年を中心とした講習会の開催 (疾病対策課)
- 保健所及び休日街頭検査の実施 (疾病対策課)
- 情報誌の発行 (疾病対策課)

施策 6 県立病院における女性専用外来の実施

女性は男性と異なる特有の身体機能を有しており、女性の特性に基づく専用の医療が求められていることから、女性医師による女性専用外来診療を佐原病院で実施します。

- 県立病院における女性専用外来の実施 (病院局 経営管理課)

施策 7 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、広範な啓発活動を実施します。

また、違法薬物の供給遮断と需要根絶を図るため、密売事案や乱用者に対する取締りを推進します。

- 不正大麻けし撲滅運動 (薬務課)
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (薬務課)
- 麻薬覚醒剤乱用防止運動 (薬務課)
- 千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 (薬務課)
- 薬物乱用防止教育研修会の開催 ((教)学校安全保健課)
- 薬物乱用防止標語の募集 ((教)学校安全保健課)
- 薬物乱用防止等広報啓発活動の推進 ((警)少年課)
- 薬物事犯に対する取締り強化 ((警)薬物銃器対策課)
- 若年層を重点とした広報啓発活動の推進 ((警)薬物銃器対策課)

施策 8 学校における発達段階に応じた適切な性教育の実施

小学校4年生を対象としたエイズ教育用リーフレットを県教育委員会のホームページに公開・掲載し、保健学習の授業等の充実を図ります。また、性教育研修会（教職員対象）を開催し、性教育への理解を深めます。

エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載 ((教)学校安全保健課)
性教育研修会の実施 ((教)学校安全保健課)

基本目標 安全・安心に暮らせる社会づくり
基本的な課題 6 生涯を通じた健康づくりの促進

施策の方向 妊娠・出産等に関する健康支援

施策 1 母子保健体制の充実

母子保健推進協議会等関係会議において、母子保健に関する健康課題の解決や関係機関の連携強化等に向けた検討を行います。

また、市町村・健康福祉センターの保健師等関係職員や、母子保健推進員、新生児妊産婦訪問従事者を対象とした研修を実施するとともに、乳幼児の事故予防や救急法の講習、関係者の連絡調整会議や事例検討会を開催します。

母子保健推進協議会等の開催 (児童家庭課)
母子保健に関する研修会・講習会等の開催 (児童家庭課)

施策 2 妊娠・出産に関する正しい知識の普及

県内の大学生を対象に、自分の将来（ライフプラン）を考えてもらうきっかけとするため、出産適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての医学的・科学的な知識を情報提供するセミナーを開催します。

妊娠・出産に関する正しい知識を普及するためのセミナー (政策企画課)

施策 3 不妊に関する支援体制の充実

不妊で悩む夫婦等に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行います。

また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部への助成を行います。

不妊相談センターにおける相談の実施
特定不妊治療費に対する助成

(児童家庭課)
(児童家庭課)

施策 4 周産期医療体制の充実

妊婦が安心して分娩できる医療体制を整備するため、ハイリスク妊婦の母体搬送体制及び低出生体重児などへの診療体制の充実を図ります。

周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助

(医療整備課)

千葉県周産期医療審議会における検討

(医療整備課)

母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実 (医療整備課)

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
 基本的な課題7 男女共同参画への意識づくり

施策の方向 あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

重点

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の拠点である男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。

また、関係機関等が行う研修会等の取組に対し支援を行います。

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行 | (男女共同参画課) |
| 各種講座・研修会の開催 | (男女共同参画課) |
| ホームページ、メールマガジン等による情報発信 | (男女共同参画課) |
| 関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 | (男女共同参画課) |
| あらゆる人々への意識啓発の展開 | (男女共同参画課) |
| 関係機関との連携による専門講座 | (男女共同参画課) |

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|--|-------------------------|----------------|
| 社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 9.0% 男性 18.1% | 増加を目指します |
| 女性の権利に関する法制度の認知度 男女共同参画社会基本法 男女雇用機会均等法 女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 47.6% 86.9% 28.9% | 増加を目指します |

施策2 女性と男性のための相談体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、男女共同参画センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。

また、男女共同参画に関する県の施策についての苦情等を適切に処理するために設置された、男女共同参画苦情処理制度¹⁶の活用を図ります。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 男女共同参画センターにおける相談事業の実施 | (男女共同参画課) |
| 男女共同参画苦情処理制度の活用 | (男女共同参画課) |

16 男女共同参画苦情処理制度
 知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

施策3 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

市町村や民間団体等と連携・協働しながら、あらゆる分野に男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

また、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

| | |
|---------------------------|-----------|
| 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 | (男女共同参画課) |
| 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実 | (男女共同参画課) |
| 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲) | (男女共同参画課) |

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
基本的な課題7 男女共同参画への意識づくり

施策の方向 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

施策1 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する県民意識の現状や課題を把握し、施策に反映させるために、意識調査を実施します。また、多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

| | |
|---------------------|-----------|
| 県民意識調査等による県民意識の実態把握 | (男女共同参画課) |
| ネットワークを活用した情報収集、提供 | (男女共同参画課) |

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
 基本的な課題 8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

施策 1 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進

学校教育の場においては、学習指導要領等に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。

また、人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童、生徒、教職員などに対し幅広く啓発活動を実施します。

さらに、学校人権教育に関する協議・研修・調査研究を通して、学校人権教育の推進・充実を図ります。

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 啓発用ビデオの貸出し | (健康福祉政策課) |
| 人権啓発指導者養成講座の開催 | (健康福祉政策課) |
| 教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施 | ((教)指導課) |
| 学校人権教育研究協議会の開催 | ((教)指導課) |
| 学校人権教育推進校協議会の開催 | ((教)指導課) |
| 学校人権教育指導資料の作成 | ((教)指導課) |
| 学校人権教育研究指定校事業の実施 | ((教)指導課) |
| セクシュアルハラスメントに関する実態調査の実施 | ((教)教職員課) |
| セクシュアルハラスメント防止に関するリーフレットの配付 | ((教)教職員課) |

| 指標名 | 現状 (平成 26 年度) | 目標 (平成 32 年度) |
|--|----------------------|------------------|
| 学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 50.9% 男性 61.5% | 増加を目指します |

施策 2 教育相談の充実

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校児童生徒や保護者の教育相談を実施します。

また、公立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実により、教育相談の充実を図ります。

| | |
|------------------------------|----------|
| 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 | ((教)指導課) |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣 | ((教)指導課) |

施策3 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

市町村の社会人権教育関係者に対して、男女共同参画の推進に関する研修を実施します。

また、子育て中の親に対し、家庭の教育力の向上を図るための情報提供や研修講座の開催及び啓発活動に努めます。

| | |
|-----------------------------|------------|
| 社会人権教育指導者養成講座の開催 | ((教)生涯学習課) |
| ウェブサイト等による情報提供 | ((教)生涯学習課) |
| 家庭教育支援に関する研修講座の開催及び講座活性化の推進 | ((教)生涯学習課) |

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

施策1 キャリア教育の充実

社会や地域の実情を踏まえるとともに、高校生の多様なニーズに対応した様々な教育活動が展開できるよう、新たなタイプの学科・コースを設置するなど、県立学校の改革を推進します。

また、高校生が、望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識・技能を身に付け、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、企業の現場などで学習内容や進路などに関する就業体験を実施します。

| | |
|------------------|----------------|
| 県立学校改革の推進 | ((教)県立学校改革推進課) |
| 高校生インターンシップの推進 | ((教)指導課) |
| 高等学校進路指導研究協議会の開催 | ((教)指導課) |

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
基本的な課題9 防災分野における男女共同参画の促進

施策の方向 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

施策1 防災分野への女性の参画

地域防災計画や防災に関する計画等の策定に女性の視点を反映します。また、防災会議や防災に関する委員会、応急対策における災害対策本部等への女性の参画を促進します。

県及び市町村防災会議への女性の参画促進 (防災政策課)

施策2 防災教育の充実

高校生等を対象に、防災についての知識を深め、災害時に適切に対応できる技術を身につけ、学校において防災のリーダーとして安全活動を推進できるようになることを目的とした講座を実施します。

高校生等防災教育基礎講座・高校生等防災パワーアップ講座 (防災政策課)

施策3 避難所における男女共同参画の促進

避難所における女性への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運営の手引き」や、国の取組指針等を活用し、市町村における避難所運営マニュアルの作成を働きかけます。

市町村における避難所運営マニュアルの作成促進 (防災政策課)

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
基本的な課題 9 防災分野における男女共同参画の促進

施策の方向 消防・防災活動における女性の活躍促進

施策1 災害対策コーディネーターの活動支援

より実践的な防災知識を習得できるスキルアップ講座を開催するなど、市町村と連携して、地域の防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の活動への支援を行います。

災害対策コーディネーターの活動支援 (防災政策課)

施策2 地域における消防活動への参画促進

地域の防災力の中核的存在である消防団について、学生消防隊等と連携して若者や女性の入団促進を図るほか、装備品の整備についての助成など、市町村における消防団への参画を促進する取組を支援します。

消防団活動への参画促進 (消防課)

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|------------------|-------------------|----------------|
| 県内消防団における女性消防団員数 | 517人 (H27.4.1) | 増加を目指します |

第4章 推進体制

1 様々な主体との連携

(1) 県における推進体制の充実・強化

庁内における男女共同参画推進のための組織である「千葉県男女共同参画推進本部」及びその下部組織である同本部幹事会の活用を図り、全庁的な取組を推進します。

また、外部組織である「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進について専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求め、施策の企画及び推進へ反映させていきます。

なお、男女共同参画に関する条例については、県民の意見を踏まえ検討します。

千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催
千葉県男女共同参画推進懇話会の開催

(2) 男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「男女共同参画センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、機能の充実強化を図ります。また、市町村男女共同参画センター等との連携を強化するとともに、未設置市町村に対し積極的な情報提供を行います。

男女共同参画センターの機能強化

(3) 市町村との連携強化

地域に最も身近な市町村と連携を図り、地域の実情に合わせた男女共同参画行政の推進を支援するとともに、効果的・効率的な男女共同参画施策の展開を図ります。

千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実（再掲）
市町村における推進体制づくりの支援
市町村における男女共同参画計画策定の支援

| 指標名 | 現状 (平成26年度) | 目標 (平成32年度) |
|----------------------|---------------------|-----------------|
| 千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数 | 42市町村 (H27.3.31) | 54市町村 (全市町村) |
| 男女共同参画計画策定市町村数 | 37市町 (H27.3.31) | 54市町村 (全市町村) |

(4) 県民・民間団体等との連携強化

県民・民間団体等と連携・協働し、あらゆる分野や地域に、男女共同参画社会づくりを進めていきます。

また、新たに、女性の職業生活における活躍を効果的かつ円滑に推進することを目的として、県及び関係機関等により構成する協議会の設置を検討します。

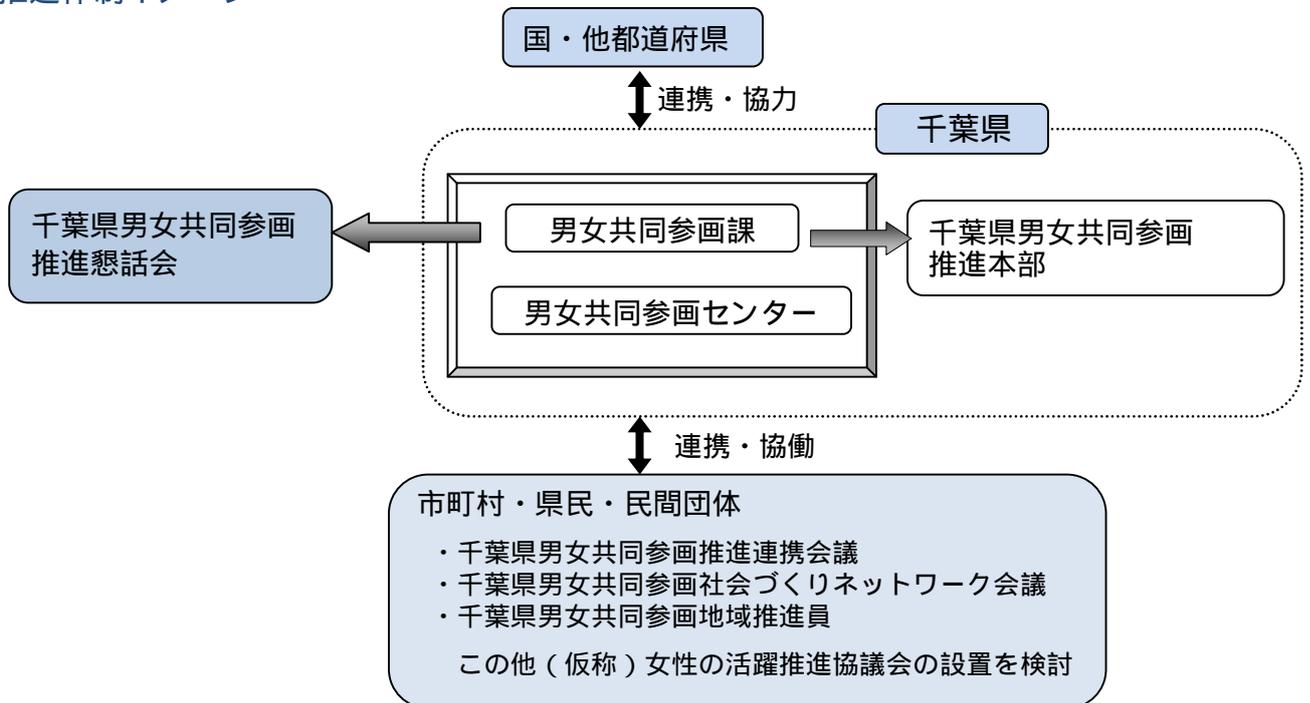
- 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実（再掲）
- 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実（再掲）
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実（再掲）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会の設置の検討

(5) 国及び各都道府県との連携・協力

国における取組と整合性を保ちつつ、各都道府県と連携することにより、広域的な取組を図ります。

国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換

推進体制イメージ



2 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

なお、計画の進捗状況等については、第三者委員会からの意見を聴き、適正な進行管理に努めます。また、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及

びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理

大臣が指定する者

- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣府の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (1 0) まで略

(1 1) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は別に法律で定める。

附 則 (平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日法律第 1 6 0 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更した

ときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、

当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定す

る基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標

を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章 (第 7 条を除く。) 第 5 章 (第 28 条を除く。) 及び第 6 章 (第 30 条を除く。) の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979年)12月18日 国際連合総会で採択

昭和60年(1985年)6月25日 日本国批准

同年 7月25日 我が国について条約の効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占

領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、こ

の目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動へ

の参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施

- に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意

- のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これら

の者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託す

ることによって行う。

務総長に寄託する。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

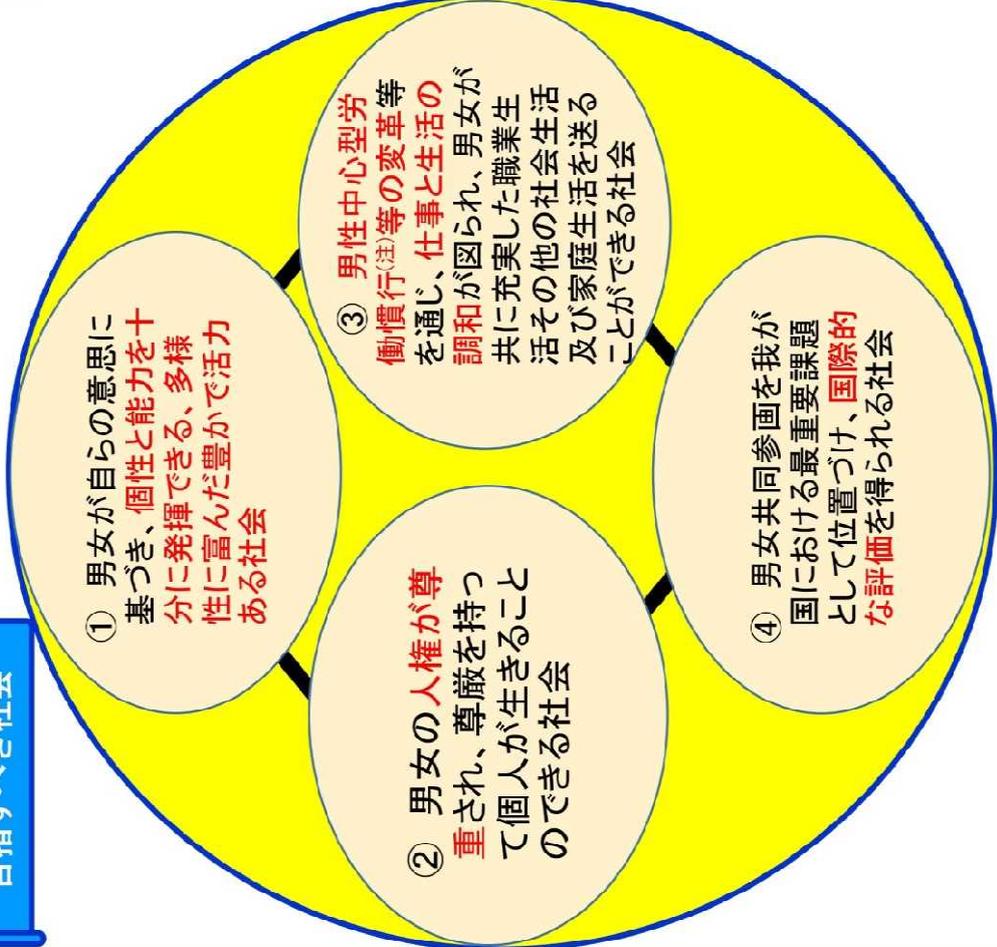
この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事

国の第4次男女共同参画基本計画の概要

第4次男女共同参画基本計画(概要)①

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

目指すべき社会



4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、**男性中心型労働慣行(注)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実**
- ② **あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進**
- ③ **困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援等による女性が安心して暮らすための環境整備**
- ④ **東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用**
- ⑤ **女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化**
- ⑥ **国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上**
- ⑦ **地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化**

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転職が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第1部 基本的な方針

第4次男女共同参画基本計画(概要)②

政策領域目標一覧

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したものを示す。

I あらゆる分野における女性の活躍(第1～5分野)

| 項目 | 現状 | 成果目標(期限) |
|----------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 国家公務員の女性登用 | 3.5% (平成27年7月) | 7% (平成32年度末) |
| 本省課室長相当職に占める女性の割合 | 22.2% (平成27年7月) | 30% (平成32年度末) |
| 係長相当職(本省)に占める女性の割合 | 8.5%(14.5%) (平成27年) | 15%(20%) (平成32年度末) |
| 都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合 | 20.5%(31.6%) (平成27年) | 30%(35%) (平成32年度末) |
| 都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合 | 9.2% (平成26年) | 15% (平成32年) |
| 民間企業の女性登用 | 16.2% (平成26年) | 25% (平成32年) |
| 係長相当職に占める女性の割合 | 70.8% (平成26年) | 77% (平成32年) |
| 25歳から44歳までの女性の就業率 | 男性:12.9% 女性:2.8% (平成26年) | 5.0% (平成32年) |
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 | 3.1% (平成26年度) | 13% (平成32年) |
| 国家公務員 | 1.5% (平成25年度) | 13% (平成32年) |
| 地方公務員 | 2.3% (平成26年度) | 13% (平成32年) |
| 民間企業 | | |

II 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野)

| 項目 | 現状 | 成果目標(期限) |
|--------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 健康寿命(男女別) | 男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年) | 健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年) |
| 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 | 25か所 (平成27年11月) | 各都道府県に最低1か所 (平成32年) |
| ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数 | 38,774件 (平成26年度) | 前年度以上 (毎年度) |

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野)

| 項目 | 現状 | 成果目標(期限) |
|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年) | 男女とも100% (平成32年) |
| 待機児童数 | 23,167人 (平成27年4月) | 解消をめざす (平成29年度末) |
| 大学学部段階修了者の男女割合 | 男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年) | 男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年) |
| 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合 | 13.2% (平成27年) | 30% (平成32年) |

IV 推進体制の整備・強化

| 項目 | 現状 | 成果目標(期限) |
|-------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 男女共同参画計画の策定率(市町村) | 市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年) | 市区:100% 町村:70% (平成32年) |

第1部 基本的な方針

第4次男女共同参画基本計画(概要)③

| | | |
|---------------------------------------|--|---|
| <p>政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍</p> | <p>① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</p> <p>② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p>④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</p> <p>⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等) 「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 政治・野党・行政・経済分野における女性の参画拡大 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大 M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等 |
| <p>政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現</p> | <p>⑥ 生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 医療分野における女性の参画拡大 予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| <p>政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p> | <p>⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p> <p>⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</p> <p>⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> | <ul style="list-style-type: none"> 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 育児・介護の支援基盤の整備 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 男女共同参画等の教育・学習の充実等 防災施策への男女共同参画の視点の導入 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 国際的な防災協力 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 |
| <p>Ⅳ推進体制の整備・強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 |

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

男女共同参画に関する国内外の動き

| 西暦 | 年号 | 千葉県の動き | 国内の動き | 世界の動き |
|------|------|--|---|--|
| 1975 | 昭和50 | | 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」「婦人問題担当室」設置 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国際婦人年</div> 6月 国際婦人年世界会議開催(世界行動計画採択) |
| 1976 | 51 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国連婦人の10年</div> |
| 1977 | 52 | 10月 千葉県婦人問題行政連絡協議会設置 | 1月 国内行動計画策定 10月 国内行動計画前期重点目標発表 " 国立婦人教育会館オープン | |
| 1978 | 53 | 4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置 | | |
| 1979 | 54 | 4月 各支庁に婦人問題担当窓口を設置 | | 12月 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択 |
| 1980 | 55 | 婦人広報誌「ちばの婦人」創刊 | 7月 「女子差別撤廃条約」署名 | 7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催 |
| 1981 | 56 | 11月 千葉県婦人施策推進総合計画策定 " 千葉県青少年婦人会館開設 | 5月 国内行動計画後期重点目標発表 | 9月 「女子差別撤廃条約」発効 |
| 1982 | 57 | 1月 婦人問題推進のつどい開催 | | |
| 1983 | 58 | 10月 女性管理能力養成講座開設 | | |
| 1984 | 59 | | 5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 | |
| 1985 | 60 | 5月 「婦人問題に関する意識調査」実施 8月 千葉県婦人問題懇話会設置 | 1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」公布 " 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効 | 7月 国連婦人の10年最終年世界会議開催(「ナイロビ将来戦略」を採択) |
| 1986 | 61 | 1月 婦人フォーラム県大会開催 3月 千葉県婦人計画策定 10月 婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施 | 1月 「婦人問題企画推進本部」拡充 4月 「男女雇用機会均等法」施行 | |
| 1987 | 62 | | 5月 新国内行動計画策定 | |
| 1988 | 63 | 3月 国際婦人フォーラム開催 | | |
| 1989 | 平成元 | 10月 「婦人問題に関する意識調査」実施 | 3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) | |
| 1990 | 2 | | | 5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択 |

| 西暦 | 年号 | 千葉県の動き | 国内の動き | 世界の動き |
|------|---------|--|--|---------------------------------------|
| 1991 | 平成 3 | 3月 さわやかちば女性プラン策定 | 5月 新国内行動計画第1次改定 " 「育児休業法」成立(4年 4月施行) | |
| 1992 | 4 | 4月 「青少年婦人課婦人政策室」 を「青少年女性課女性政策室」 と変更 | | |
| 1993 | 5 | 3月 千葉県女性白書「ちば女性の すがた」発刊 11月 「男女共同参加型社会に向 けての県民意識調査」実施 | | 12月 国連「女性に対する暴 力の撤廃に関する宣言」採 択 |
| 1994 | 6 | | 6月 総理府に男女共同参画審 議会設置 | |
| 1995 | 7 | 8月 第4回世界女性会議(NGO フォーラム)派遣事業実施 | 6月 育児休業法の改正 (介護休業制度の法制化) | 9月 第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱 領」採択 |
| 1996 | 8 | 3月 ちば新時代女性プラン策定 11月 千葉県女性センター開設 | 7月 男女共同参画ビジョン答申 12月 男女共同参画2000年プ ラン 策定 | |
| 1997 | 9 | | 3月 「男女共同参画審議会設置 法」公布(9年4月施行) | |
| 1998 | 10 | 11月 「男女共同参画社会の実現に 向けての県民意識調査」実施 | | |
| 1999 | 11 | | 6月 「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 7月 「改正男女雇用機会均等 法」施行 10月 「食料・農業・農村基本法」 の公布、施行 | |
| 2000 | 12 | 4月 「青少年女性課女性政策室」 から「男女共同参画課」に改組 | 12月 男女共同参画基本計画策定 | 6月 女性2000年会議開催 |
| 2001 | 13 | 3月 千葉県男女共同参画計画策定 | 1月 「総理府男女共同参画室」 から「内閣府男女共同参画 局」に改組 「男女共同参画会議」設置 7月 「仕事と子育て両立支援策 の方針」決定・施行 10月 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」(DV防止法)施行 | |
| 2002 | 14 | 4月 千葉県女性サポートセン ター開設 | | |
| 2004 | 16 | 9月 「男女共同参画社会の実現に 向けての県民意識調査」実施 | 6月 「DV防止法」改正 | |
| 2005 | 17 | | 12月 男女共同参画基本計画(第 2次)策定 | 2月 第49回国連婦人の地 位向上委員会/「北京+ 10」開催 |
| 2006 | 18 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援 基本計画策定 8月 ちば県民共生センター・同東 葛飾センター開設(2012年4月東葛 飾センターを本館に統合するとともに千 葉県男女共同参画センターに名称変更) 12月 千葉県男女共同参画計画(第 2次)策定 | 6月 「改正男女雇用機会均等 法」改正 | |

| 西暦 | 年号 | 千葉県の動き | 国内の動き | 世界の動き |
|------|----|--|--|-------------------------------|
| 2007 | 19 | 2月 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足(第1回全体会を開催) | 7月 「DV防止法」改正 12月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針策定 | |
| 2008 | 20 | | 1月 仕事と生活の調和推進室設置 4月 女性の参画加速プログラム決定 | |
| 2009 | 21 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)策定 10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 11月 千葉県女性サポートセンター改築 | | |
| 2010 | 22 | | 6月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針改正 12月 第3次男女共同参画基本計画策定 | 3月 第54回国連婦人の地位向上委員会/「北京+15」開催 |
| 2011 | 23 | 3月 第3次千葉県男女共同参画計画策定 | | 1月 UN Women 正式発足 |
| 2012 | 24 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)策定 | 6月 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 | |
| 2013 | 25 | | 6月 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 7月 「DV防止法」改正(26年1月施行) | |
| 2014 | 26 | 10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 | 6月 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 | |
| 2015 | 27 | | 6月 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(28年4月全面施行) 12月 第4次男女共同参画基本計画策定 | 3月 第59回国連婦人の地位委員会/国連「北京+20」開催 |
| 2016 | 28 | 3月 第4次千葉県男女共同参画計画策定 | | |